

広島県新型コロナウイルス感染症対策  
実施要領【第一版】

【県内発生早期 ～ 県内感染期】

令和2年3月16日

広島県



## 目次

I. はじめに	1
II. 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する基本的な方針	1
II - 1. 新型コロナウイルス感染症対策の目的及び基本的な戦略	1
II - 2. 新型コロナウイルス感染症対策発生に係る知見と患者数の推移	3
II - 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応方針	4
II - 4. 新型コロナウイルス感染症対策実施上の留意点	5
1. 基本的人権の尊重	5
2. 関係機関相互の連携協力の確保	5
3. 記録の作成・保存	5
II - 5. 対策推進のための役割分担	6
1. 国の役割	6
2. 地方公共団体の役割（県、市町）	6
3. 医療機関の役割	6
4. 指定（地方）公共機関の役割	6
5. 登録事業者	6
6. 一般の事業者	7
7. 県民	7
II - 6. 県実施要領の主要6項目	7
(1) 実施体制	7
(2) サーベイランス・情報収集	7
(3) 情報収集・共有	8
(4) 予防・まん延防止	10
(5) 医療	11
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	12
II - 7. 発生段階	13
II - 8. 組織体制	14
1. 広島県の新型コロナウイルス感染症に係る体制	14
III. 各段階における対策	15
<b>県内発生早期</b>	15
(1) 実施体制	15
(2) サーベイランス・情報収集	17
(3) 情報提供・共有	18
(4) 予防・まん延防止	21
(5) 医療	27
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	30
<b>県内感染期</b>	35
(1) 実施体制	35
(2) サーベイランス・情報収集	37

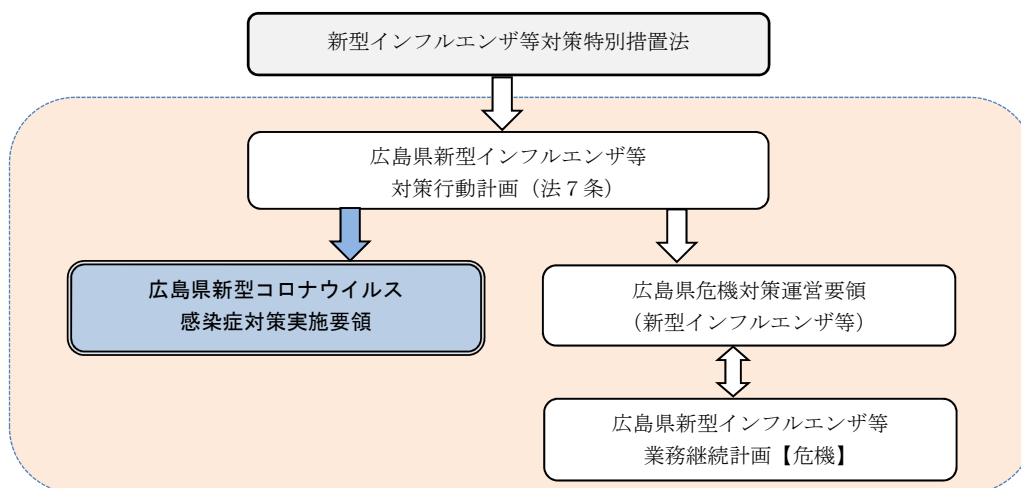
(3) 情報提供・共有 .....	37
(4) 予防・まん延防止 .....	39
(5) 医療 .....	45
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保 .....	49
【資料-1】 県対策本部における各部局の主な業務担当 .....	53
【資料-2】 要請先資料 .....	55

## I. はじめに

新型コロナウイルス感染症については、日本国内で令和2年1月16日に初めて感染者が確認されて以降、感染経路が判明しない感染例が現れ、令和2年3月7日には、県内で初めて感染者の発生が確認された。また、令和2年3月13日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の一部が改正され、暫定的に新型インフルエンザ等とみなすこととされた。

このため、県では、県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑え、県民の安心と健康を守るための緊急的な対応として、「新型コロナウイルス感染症対策実施要領」を策定する。

この実施要領は、平成25年12月策定の「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る現時点の知見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に特化した具体的な対策として「県内発生早期」及び「県内感染期」について、まとめたものであり、今後、最新の疫学的な知見などを取り入れた上で適宜見直すものである。



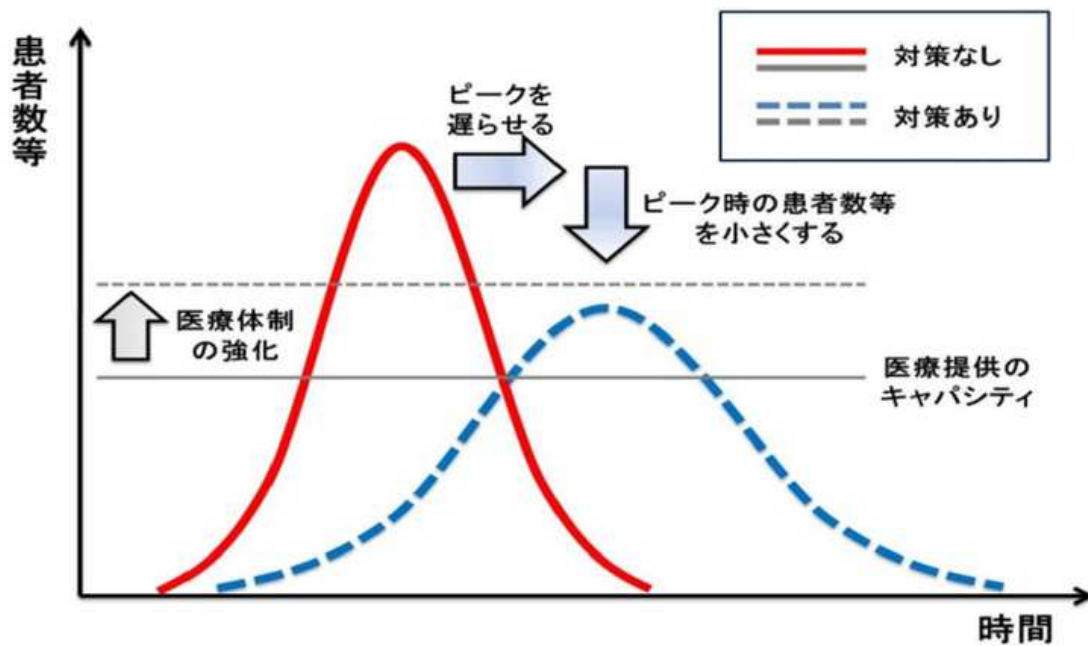
## II. 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する基本的な方針

### II - 1. 新型コロナウイルス感染症対策の目的及び基本的な戦略

新型コロナウイルス感染症対策を、本県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の受診患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療や資材の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 医療機関、行政及び事業者等は、事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
  - ・ デマや不安による行動をできるだけ控えさせ、冷静な対応を促すよう、正確な情報をわかりやすく県民に提供する。
  - ・ 中小企業、小規模事業者をはじめとした事業者の影響を調査し、必要な対策を講じる。

### <対策の効果 概念図>



## Ⅱ－２．新型コロナウイルス感染症発生に係る知見と患者数の推計

### 1) 現時点で把握している主な事実

- ・ 一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・ 感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある一方で、多くの事例では、感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。
- ・ 発熱や呼吸器症状が一週間前後持続することが多く、強いたるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・ 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・ インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬が無く、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・ 治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

### 2) ピーク時の患者数の推計

各都道府県において、令和2年3月6日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡を参考に、今後、国内で患者数が大幅に増加した場合に備え、ピーク時の外来推計患者数、入院治療が必要な患者数及び重症者数を推計し、重症者対策を中心とした必要な医療提供体制を確保することが求められている。

同事務連絡において示された患者の区分及び計算方法を用いて、次の分類及び計算式により、患者数のピーク時における患者数を推計した。

#### ① 1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数

$$(0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.18/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.29/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.51/100$$

#### ② 1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数

$$(0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.05/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.02/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.56/100$$

#### ③ 1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で重症者として入院治療が必要な患者数

$$(0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.002/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.001/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.018/100$$

本県における年齢階級別の患者数を推計した結果は次頁【表2】のとおりである。

【表 1】 広島県の人口

区分	人数	内訳（人）		
		0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上
広島県総人口	2,805,353 人	360,762	1,634,603	809,988

（令和 2 年 2 月 1 日現在 広島県人口移動統計調査）

【表 2】 広島県の患者数推計

区分	患者数		内訳		
			0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上
ピーク時において 1 日あたりに新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数	実数	9,521	649	4,740	4,131
	(割合)	(100%)	(6.8%)	(49.8%)	(43.4%)
ピーク時において 1 日あたり新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数	実数	5,043	180	327	4,536
	(割合)	(100%)	(3.6%)	(6.5%)	(89.9%)
ピーク時において 1 日あたり新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な患者数	実数	169	7	16	146
	(割合)	(100%)	(4.1%)	(9.5%)	(86.4%)
	人口 10 万対	339	180	290	510
	人口 10 万対	180	50	20	560
	人口 10 万対	6	2	1	18

※内訳の人口 10 万人対は、各年齢区分人口 10 万人対

【出所】厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について」（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）に基づいて算出

- 【備考】①ピーク時は、各都道府県等において疫学的関連性が把握できない程度に感染が拡大した時点から概ね 3 か月後に到来すると推計されている。ただし、公衆衛生上の対策を行うことにより、ピークが下がるとともに後ろ倒しされる。
- ②重症者とは、集中治療や人工呼吸器を要する管理が必要な患者を指す。
- ③実際にはピーク時に至るまでの日々の患者数の増加はばらつきがあり、増加曲線は推計通りの形にならない可能性が高いため、現実の患者の発生動向も踏まえて適切に体制を確保することが必要。
- ④この医療需要の目安は、今後新たな知見等により変更される可能性がある。

### II-3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応方針

新型コロナウイルス感染症への対策は、既に県内で感染者が発生している状況や今後の状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

また、肺炎はわが国の第 5 位の死因（H30 人口動態統計）であり、他のウイルス性肺炎と同様に、高齢者や基礎疾患を持つ患者においては、命にかかわるリスクがかなり高い感染症である。そのため、無症状病原体保有者や軽症者を重症化させない医療の提供がポイントとなる。

前項での推計を前提とすれば、感染のピーク時には、新型コロナウイルス感染症で入院治療あ



るいは重症者としての治療が必要な患者数が、県内の医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におきつつ、必要な医療提供体制の確保に努めるとともに、特に、入院治療が必要な患者数及び重症者として治療が必要な患者数の80%以上を占める「65歳以上の高齢者」を主たるターゲットとし、Ⅱ-1に示した基本的な戦略に沿った効果的かつ具体的な対策を講じ、県民の不安の低減を図る。

また、新型コロナウイルス感染症は、本県の現状を見ると、現段階では多くの県民が罹患している状況ではないが、感染するのではないかと不安から、県民生活及び県民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、国、県、市町、医療機関等による業務の継続や、消費者としての適切な行動の呼びかけ、食料品・生活関連物資の買占め・売惜しみ、価格高騰の防止の措置等を進め、県民生活及び県民経済への影響を最小限となるように取り組む。

#### Ⅱ-4. 新型コロナウイルス感染症対策実施上の留意点

国、県、市町又は指定（地方）公共機関は、県内での新型コロナウイルス感染症の県内での事案把握を踏まえ、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

##### 1. 基本的人権の尊重

国、県、市町は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用（特措法第29条）、医療機関への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第5条）。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民の理解が得られるよう十分に説明し、県民が適切な行動をとることができることを基本とする。

##### 2. 関係機関相互の連携協力の確保

国の対策本部（以下「政府対策本部」という。）、県対策本部、市町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する。県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、市町対策本部長から県対策本部長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

##### 3. 記録の作成・保存

国、県、市町は、政府対策本部、県対策本部、市町対策本部における新型コロナウイルス感染症対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## Ⅱ-5. 対策推進のための役割分担

### 1. 国の役割

国は、自ら新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町及び指定（地方）公共機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

国は、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### 2. 地方公共団体の役割（県、市町）

県及び市町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県】

県は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日号外法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応に努める。

また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、保健所を設置する広島市、呉市及び福山市（以下「保健所設置市」という。）、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

#### 【市町】

市町は、住民に最も近い行政単位であり、住民の生活支援、要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携に努める。

なお、保健所設置市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、県に準じた役割を果たすことが求められる。

### 3. 医療機関の役割

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### 4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型コロナウイルス感染症対策を実施する責務を有する。

### 5. 登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（厚生労働大臣が登録）は、その活動を継続するよう努める。

## 6. 一般の事業者

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある感染症の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項、第2項）。

## 7. 県民

新型コロナウイルス感染症の県内での発生を踏まえて、発生の状況や実施されている対策等についての正確な情報に基づき、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### II-6. 県実施要領の主要6項目

本県実施要領は、県内に新型コロナウイルス感染症が発生していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（1）実施体制」、「（2）サーベイランス・情報収集」、「（3）情報提供・共有」、「（4）予防・まん延防止」、「（5）医療」、「（6）県民生活・県民経済の安定の確保」の6項目に分けて発生時期ごとに立案している。

#### （1）実施体制

新型コロナウイルス感染症は、国家及び県全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、公衆衛生部門と危機管理部門を中心に、全部局一丸となって取り組む必要があり、各発生段階に応じた体制を整備する。

また、業務継続計画を作成し、新型コロナウイルス感染症発生の「県内感染期」においても、県の機能を維持し最低限の継続すべき通常業務を行いながら、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すための体制を整える。

さらに政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型コロナウイルス感染症が発生し、全国的且つ急速なまん延により、県民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合には、県は、政府対策本部の基本的処理方針に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、新型コロナウイルス感染症対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、対策を講ずる際には、専門家委員会からの意見を随時適切に求める。

県は、これらの実施体制の整備等に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供、対策の調整等、国、市町、指定（地方）公共機関その他の関係機関等との連携、協力に十分留意する必要がある。

#### （2）サーベイランス・情報収集

新型コロナウイルス感染症対策を随時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげることで、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

このため、県感染症・疾病管理センターが中心となり県内外の感染症の発生動向を早期に把握し、専門的な見地から迅速かつ正確な分析・解析して公表する。

なお、新型コロナウイルス感染症は未知の感染症であるため、県感染症・疾病管理センターは国と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、県内のサーベイランス体制を構築する。

また、発生した県内患者について、初期の段階には県感染症・疾病管理センターを中心とした積極的疫学調査チーム（特別機動班）を派遣し、情報収集・分析する。

国内の患者数が増加し、新型コロナウイルス感染症の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（ウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

### （３）情報提供・共有

#### （ア）情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### 【県民とのコミュニケーション方針】

県民の不安を最小限にとどめ、行動変容につなげるため、「県民起点」「情報開示」「スピード」に基づいたコミュニケーションを徹底する。

#### 【重要な３要素】

##### ○ 県民起点

県政提言、メディア論調等を注視することで、「県民が必要としている情報」を具体的かつ的確に把握する。

※ 組織防衛、セクショナリズム、責任回避は県民には受け入れられない。

##### ○ 情報開示

「県民が必要としている情報」を「積極的に提供」することで、県行政の透明性の確保、県民からの信頼につなげる。

※ 求められる前に積極的に情報提供することが、県民との良好なコミュニケーションにつながる。

##### ○ スピード

刻一刻と変化する状況の中で、機を逃さず、先んじて情報提供することで、県民の不安の芽を摘む。

#### （イ）情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行

う。

(ウ) 発生時における県民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型コロナウイルス感染症の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図ることも重要である。

② 県民の情報収集の利便性向上

県民の情報収集の利便性向上のため、国や県、市町、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、県のホームページに総覧できるサイトを開設する。

(エ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する必要がある。

県は、県対策本部における広報担当者を設置し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、県対策本部が調整する。

また、市町は、市町対策本部における広報担当者を設置し、県と適時適切に情報を共有する。なお、市町が記者発表を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。

(オ) 相談窓口の設置

県は、住民からの新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談に対応する情報提供窓口として、県庁に相談窓口を設置するとともに、市町にも相談窓口の設置を要請する。また、県感染症・疾病管理センターは相談窓口用にQ & Aを作成し提供する。

なお、帰国者・接触者等の有症者からの相談などについては、（５）医療に記載する。

名 称	相談窓口
設置時期	県内未発生期～
機 能	住民からの一般的な相談に対する情報提供
設置場所	県庁（健康対策課）、県・市保健所



(4) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型コロナウイルス感染症対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、県は、県感染症・疾病管理センターの専門的判断に基づき、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型コロナウイルス感染症の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止の指示を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、県及び保健所設置市（以下「県等」という。）は、新型コロナウイルス感染症の患者に対する入院勧告・措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策の徹底を要請する。また、新型コロナウイルス感染症緊急事態において、県は、県感染症・疾病管理センターの専門的判断に基づき、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとともに、クラスターを早期に発見し、感染を拡げないようにする対策を講じる（特措法第45条第1項）。

地域対策・職場対策については、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底や施設使用制限等の要請等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

対策の例	概要
県民・事業者等への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い等), 基本的な感染対策</li> <li>・職場における感染予防策, 従業員の健康管理の徹底</li> <li>・不要不急の外出の自粛</li> </ul>
患者・濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の感染症指定(協力)医療機関等への入院</li> <li>・濃厚接触者への外出自粛要請, 健康観察</li> <li>・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等の感染対策強化</li> <li>・クラスター予防・対策</li> </ul>
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視等</li> </ul>
緊急事態宣言時の対応 (施設の使用制限等の要請等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・保育所等に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請, 指示</li> <li>・政令で定める多数の者が利用する施設に対する施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請, 指示</li> </ul>

## (5) 医療

### (ア) 医療の目的

新型コロナウイルス感染症の県内での発生を踏まえ、医療を適切に提供することは、健康被害を最小限にとどめるといふ目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

### (イ) 発生時における医療提供体制の維持・確保

本県においては、新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口（以下「相談窓口」という。）及び帰国者・接触者相談窓口を設置したところである。

県内発生早期の段階では、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、原則として、感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等を感染症指定医療機関に入院させる。特に、県内発生早期の段階では、新型コロナウイルス感染症の臨床像に関する情報は限られていることから、県感染症・疾病管理センターは、国などからの診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に提供する。

また、医療機関内においては、新型コロナウイルス感染症に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理を行う。

県内感染期においては、原則として「帰国者・接触者相談窓口」から、一般の医療機関において診療できる体制に切り替える（帰国者・接触者相談窓口は廃止）。また、医療機関は、医療又は医薬品等の確保を進めるとともに、既存の医療資源では対応できない事態において、定員超過入院や臨時医療施設の設置を進める。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、国、市町との連携だけでなく、県医師会・市郡地区医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要であることから、県等は、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供していく。

## ○ 相談窓口の設置

- ・ 発生国からの帰国者又は新型コロナウイルス感染症患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者、又は医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者から電話相談を受け、帰国者・接触者相談窓口を紹介するための相談窓口
- ・ 患者が相当程度増加(県内感染期等)した段階では、患者のトリアージ効果が望めないため、相談窓口を縮小・廃止

名 称	新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口
設置時期	県内未発生期～
機 能	電話により患者トリアージ
設置場所	県庁（健康対策課）、県・市保健所

## ○ 帰国者・接触者相談窓口の設置

- ・ 発生国からの帰国者や、患者等の濃厚接触者等であって、発熱・呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染の症状を有する者を診療

- 患者が相当程度増加（県内感染期等）した段階では、感染拡大防止効果が望めないため、廃止する。（一般の医療機関での診療に移行）

名 称	帰国者・接触者相談窓口
設置時期	県内発生前～
機 能	帰国者・濃厚接触者で症状ある者の診療及び 感染症指定（協力）医療機関への引継
設置場所	感染症指定（協力）医療機関等

#### （６）県民生活及び県民経済の安定の確保

新型コロナウイルス感染症は、多くの県民が罹患し、各地域での流行が長期間続き、本人の罹患や家族の罹患等により、県民生活及び県民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、県民生活及び県民経済への影響を最小限となるよう、国、県、市町、医療機関等は、業務の継続等を十分に行うことが重要である。

業務計画（職場感染対策、重要業務の継続等）の策定等を進めるとともに、消費者としての適切な行動の呼びかけ、食料品・生活関連物資の買占め・売惜しみ、価格高騰の防止の措置等を進める。

#### ○ 想定される措置の例

業務の継続等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定（地方）公共機関及び登録事業者は、事業の継続を行う。 電気・ガス・水道、運送・通信・郵便、医療提供等</li> <li>県は、各事業者における事業継続の状況や新型コロナウイルス感染症による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。</li> </ul>
サービス水準に係る県民への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。</li> </ul>
緊急物資の運送等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。</li> <li>県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療資機材の配送を要請する。</li> </ul>
物資の売渡しの要請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。</li> <li>県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。</li> </ul>
生活関連物資等の価格の安定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみ、高値転売が生じないよう、調査・監視等をする。</li> </ul>
要配慮者への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送等を行う。</li> </ul>
犯罪の予防・取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警察は、警察庁と連携し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</li> </ul>



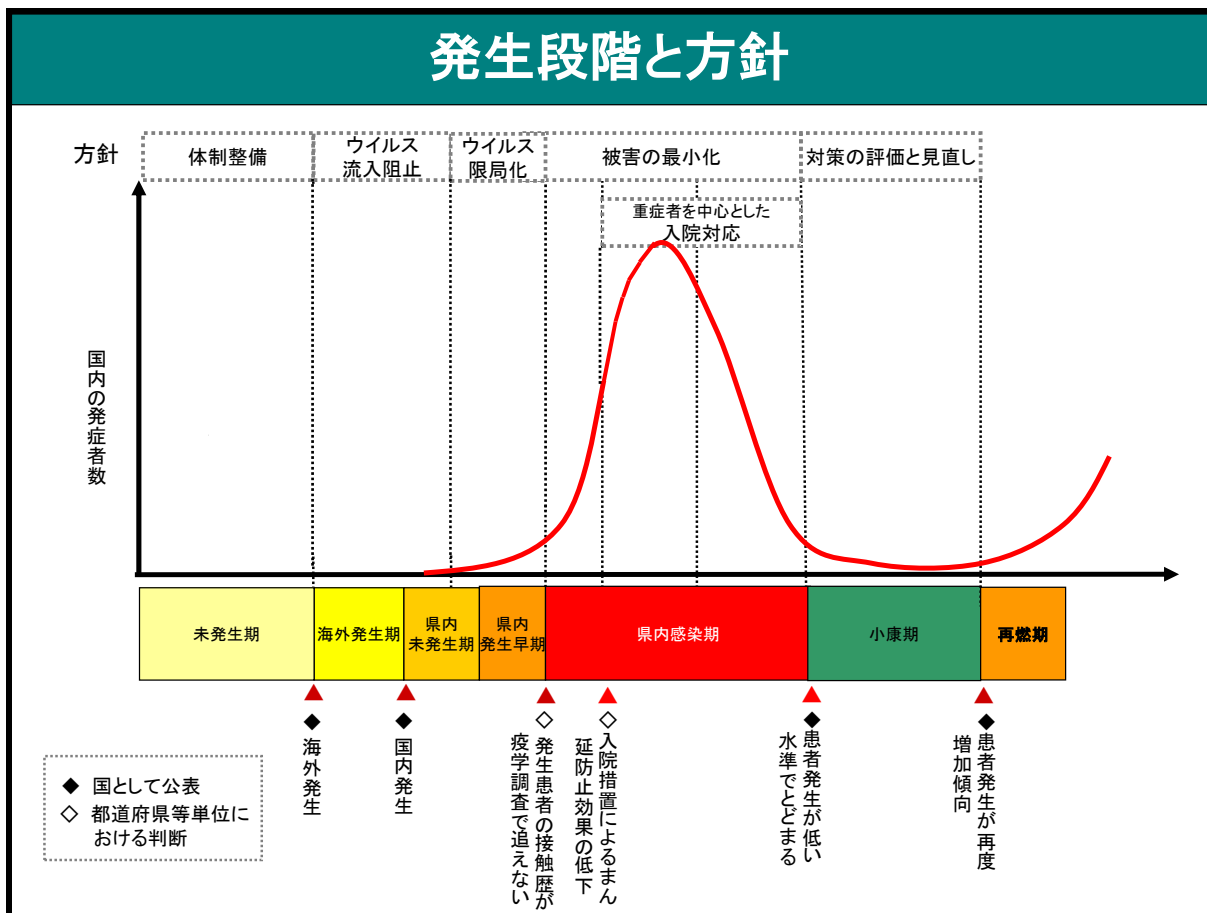
## II-7. 発生段階

新型コロナウイルス感染症の地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染症対策等について、柔軟に対応する必要があるため、本実施要領では、新型コロナウイルス感染症対策に係る各段階のうち、「県内発生早期」及び「県内感染期」について、当面の対応策を策定する。段階の移行については、必要に応じて国等と協議の上で、県対策本部において判断するものとする。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する必要がある。

### ○ 各発生段階の定義と対策の目的

発生段階	状態	対策の目的
県内発生早期	県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>・ 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ul>
県内感染期	県内で新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療体制を維持する。</li> <li>・ 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>・ 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>



## II-8. 組織体制

### 1. 広島県の新型コロナウイルス感染症に係る体制

発生段階	県内発生早期	県内感染期
発生段階ごとの目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>①感染拡大防止策実施</li> <li>②医療体制の確保</li> <li>③感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療体制の維持</li> <li>②健康被害・生活・経済への影響を最小限にとどめる</li> </ul>
危機管理体制	<p>&lt;緊急事態宣言時&gt;</p> <p>外出自粛要請, 施設の使用制限, 臨時の医療施設の設置 等</p> <p>非常体制</p> <p>新型コロナウイルス感染症 広島県特別警戒本部（県対策本部）設置 （本部長：知事）</p>	

### Ⅲ. 各段階における対策

<p>県内発生早期</p>
<p>県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行う。国内発生した新型コロナウイルス感染症の状況等により、緊急事態宣言が行われたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</li> <li>4) 新型コロナウイルス感染症の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> </ol>

## (1) 実施体制

### ア 実施体制

- ・ 知事を本部長とする県対策本部の体制【非常体制】を継続する（対策支部も同じ）。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

#### 【具体的な取組】

- ・ 国が新型コロナウイルス感染症を感染症法に定める指定感染症に指定する政令を公布した場合は、知事を本部長とする「広島県特別警戒本部」を設置する。  
また、国が政府対策本部を設置したときは、「広島県特別警戒本部」を新型インフルエンザ等対策特別措置法第 22 条に基づく県対策本部に位置付ける。
- ・ 本部長は、必要に応じて「広島県特別警戒本部」内に経済対策部を設置することができる。
- ・ 本部長は、本部員を応急対策の状況により適宜招集し、「本部員会議」の開催により、対処方針や応急対策の総合調整を図り、実施方針を決定する。また、本部長は、必要に応じて、外部専門家を本部員会議に参画させることができる。（会議運営：危機管理監）

- ・ 県対策本部は、専門家委員会の意見等を踏まえ、行動計画等に基づき、感染拡大防止策等に関する対策を協議・実施する。(健康福祉局, 商工労働局, 関係部局)

【具体的な取組】

- ・ 本部長は、必要に応じて新型コロナウイルス感染症専門家委員会を開催し、県内の発生状況等の疫学情報を分析し、感染拡大防止に向けた対処方針を決定する。(健康福祉局)
- ・ 本部長は、必要に応じて経済専門家委員会を開催し、県の経済対策に向けた対処方針を決定する。(商工労働局, 関係部局)
- ・ 国が基本的対処方針を決定した場合、本部員会議において、県行動計画及び同要領に基づき、対策を協議・実施する。(健康福祉局, 危機管理監, 関係部局)

【その他の取組】

《業務の実施体制の確保》

- ・ 職員が勤務できない状況も想定される県内感染期においても、的確に行動がとれるよう、「新型インフルエンザ等業務継続計画」における非常時優先業務の業務内容の確認を行う。(各所属)
- ・ 職員の感染防止対策のため、咳エチケットの徹底や頻繁な手洗いなどの周知、勤務時間の繰上げ・繰下げの実施、窓口業務等の従事職員に対するマスク着用の推奨などを行う。(総務局)

イ 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 市町対策本部の設置

- ・ 市町は、緊急事態宣言がされたときは、市町行動計画で定めるところにより、直ちに市町対策本部を設置する(特措法第34条)

【その他の取組】

《ライフライン事業者との連携体制確保》

- ・ ライフライン事業者(水道・ガス・電気・通信など)に対して、県へ情報連絡員(リエゾン)の派遣を要請し、感染防止対策の実施に必要な情報の収集や関係機関相互の連携・調整が迅速に行えるよう体制を強化する。(危機管理監)

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

- ・ 県等は、通常のサーベイランスを実施する。(健康福祉局)
- ・ 県等は、新型コロナウイルス感染症患者の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉局、環境県民局、教育委員会)
- ・ 県等は、国に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型コロナウイルス感染症患者の臨床情報を収集する。(健康福祉局)
- ・ 県等は、管内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。(健康福祉局)

#### 【具体的な取組】

- ・ 疑い例を積極的に把握することにより、患者の早期探知を図る。(健康福祉局)
- ・ 届出情報だけでは十分な情報が得られない感染経路、臨床情報等について積極的に情報収集を行い、地域ごとの発生段階の把握や感染力等の把握に役立てる。(健康福祉局)
- ・ 発生当初は患者数が少ないことから、医療機関に一定の届け出基準に基づく疑似症患者の全数届出を求めることにより、患者の全数把握に努める。(健康福祉局)
- ・ 感染が拡大しやすい集団の場である学校等での集団発生を早期に把握するため、発熱と咳症状に重点を置いた学校サーベイランスを行う。(健康福祉局)
- ・ 患者の臨床的特徴等について、国等から情報収集し、医療現場等に情報提供を行い、対策や患者治療に活用できるようにする。(健康福祉局)
- ・ 疑い例を積極的に探知するとともに、個別症例についての症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集し速やかに国に報告する。(健康福祉局)
- ・ 学校における感染者発生状況、休業状況等の把握(環境県民局)
- ・ 県立学校に対し、感染症が疑われる児童生徒等があった場合速やかに報告する。(教育委員会)
- ・ 学校等欠席者・感染症情報システムによる学校からの報告により、感染症患者数を把握する。(教育委員会)

### イ 調査研究

- ・ 県は国と連携し、発生した県内患者について、初期の段階には、県感染症・疾病管理センターを中心とした積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(健康福祉局、総務局(保健環境センター))

【具体的な取組】

- ・ 患者の居住地を管轄する保健所が、患者の基本情報、臨床情報、推定感染源、接触者等必要な情報を収集するとともに、濃厚接触者の把握を行う。
- ・ 必要に応じて積極的疫学調査チームを派遣し、届出情報だけでは得られない情報を収集し、分析する。(健康福祉局)
- ・ 保健所及び積極的疫学調査チームが持ち込んだ検体等について、検査の実施を行う。(健康福祉局, 総務局)

ウ 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国等を通じて必要な情報を収集する。(健康福祉局, 関係部局)

【具体的な取組】

- ・ 国等を通じて、新型コロナウイルス感染症の臨床像(症状, 治療効果)及び重症患者等の入院経過も含めた臨床情報を可能な限り収集し、診断・治療に有用な情報を提供する。(関係部局)

**(3) 情報提供・共有**

ア 県民への情報提供

- ・ 引き続き、県ホームページなどで国内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、県民への注意喚起を行う。(危機管理監, 総務局, 健康福祉局, 地域政策局, 関係部局)
- \* 新型コロナウイルス感染症の基本的知識、国内での発生状況及び感染防止策などの最新情報を県のホームページなどの広報媒体のほか、市町、関係機関、メディアの協力を得て、県民に正確な情報を提供するとともに、随時県民にメッセージを発し、風評等による混乱防止を図る。

【具体的な取組】

- ・ 県ホームページ上に専用コーナーを設置し、関連情報を集約する。
- ・ 感染症の基本的知識、感染防止策、相談窓口に関する情報は、ホームページ、SNS、県民だより等、あらゆる手段で発信する。
- ・ SNSは、デマや風評被害を防止するため、県民が求める事項に関する正しい情報を必要に応じて発信する。
- ・ メディアに対しては対策本部会議だけでなく、必要に応じて説明会を実施し、正しい情報の共有と県民への周知を依頼する。（総務局）
- ・ 特に高齢者は、重症化する可能性も高いため、広報誌や地域の広報媒体を活用し感染予防策を周知する。（高齢者に多い症状、感染リスクの高い場所、活動量の減少に伴う廃用症候群予防策等）（健康福祉局）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を関係団体、学校等へ提供（環境県民局）
- ・ 県主催イベントの取扱など、県の対応状況等を関係団体、学校等へ提供（環境県民局）

- \* 外国人に対しては市町、民間団体等の協力を得て情報提供する。

【具体的な取組】

- ・ 外国人に対しては、やさしい日本語や多言語化した情報を、県ホームページ等で提供するとともに、関係団体等への要請を実施する。

- \* 障害者に対しては、市町が障害の特性に応じて、情報提供する。

【具体的な取組】

- ・ 視覚障害者のために、PCの読み上げ機能で活用できる啓発パンフレット等のテキストデータを提供する。
- ・ 視覚及び聴覚障害者のために、市町の防災メールで活用できる啓発パンフレット等のテキストデータを提供する。
- ・ 知的障害者のために、平易な内容の感染防止対策等のデータを提供する。

## イ 相談窓口の設置

- ・ 引き続き、市町に状況の変化に応じたQ & A等の情報を提供し、相談窓口の設置・運営を要請する。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 県内の相談体制の強化を図るため、市町に対して、Q & Aを提供するとともに、相談窓口の設置を要請する。（健康福祉局）
- ・ 必要に応じて相談窓口の回線数の増設や人員の増強により、相談件数の増大に対応する。（健康福祉局）



ウ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会、市町等の関係機関に対し、患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供する。(健康福祉局)

【具体的な取組】

- ・ 患者が発生した際、または、感染防止策等について国から通知等があった場合には、速やかに関係機関に情報提供する。(健康福祉局)
- ・ 国等を通じて、新型コロナウイルス感染症の臨床像(症状、治療効果)及び重症患者等の入院経過も含めた臨床情報を可能な限り収集し医師会を通じて、診断・治療に有用な情報を提供する。
- ・ 市町が、市民に詳細かつ具体的な予防対策等の情報が提供できるよう、最新の情報を提供する。(健康福祉局)

(参考)【情報提供の考え方】

○各部局は、「県が県民に伝えたい情報」だけでなく「県民が必要としている情報」を県民に提供する必要がある。

○広報担当者は「県民が必要としている情報」を適切に各部局と共有する。

○各部局は「県民が必要としている情報」に対して、既の実施している対策等(A)、実現可能な対策等(B)、実現不可能な対策等(C)を整理し、(B)については速やかに対策を実施する。

○広報担当者は、より多くの県民に「伝わる」広報媒体を活用し、迅速かつ適切に(A)、(B)(場合によってはCの実現は困難であること)に関する情報を発信する。

(参考)【想定される情報例】

〔感染拡大に対する不安〕

速やかに県の対応策や方針を伝え、「次(に感染するのは)自分かも」という不安を和らげる情報。

例：濃厚接触者のPCR検査結果、消毒等実施の状況など

ワクチンが開発されたらワクチン接種のスケジュールに関する情報 など

〔事案発生に関連して生じる不安〕

事案発生に関連して生じる不安を和らげ、心構えをしてもらうための情報。

例：自宅療養要請者に対する支援情報 など



## (4) 予防・まん延防止

### ア 県内でのまん延防止

- (7) 県等は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行うとともに、クラスターの早期発見と感染を拡げないようにする対策を講じる。  
（健康福祉局）

#### 【具体的な取組】

- ・ 患者が発生した時には、患者の居住地を管轄する保健所が入院勧告・措置等の対応を行うとともに、濃厚接触者を特定し、健康観察等の必要な対応を行う。（健康福祉局）
- ・ 濃厚接触者に対しては、外出の自粛等、感染を防止するための協力を要請する。（健康福祉局）

- (4) 県等は、国と連携し、業界団体等を経由し又は直接、県民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や、帰国者・接触者相談窓口への相談等を要請する。（総務局，環境県民局，健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木建築局）
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（地域政策局，環境県民局，健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木建築局）
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（健康福祉局，環境県民局，教育委員会）
  - ・ 公共交通事業者等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（地域政策局）

**【具体的な取組】**

＜感染対策の徹底や事業継続の対応等を要請する。＞

- ・ 文化施設の指定管理者（感染対策の徹底，施設利用制限等の要請）  
（文化施設5施設）（環境県民局）
- ・ 公共交通事業者（利用者への周知とBCPに基づく取組の実施）（地域政策局）
- ・ 社会福祉施設等設置者，興行場営業者，保育関係（健康福祉局）
- ・ 県商工会連合会等の関係団体（商工労働局）
- ・ 農林水産関係団体，地方卸売市場開設者（農林水産局）
- ・ 空港関係施設及び港湾関係施設（土木建築局）
- ・ 道路公社（有料道路の業務継続のための感染対策等）（土木建築局）
- ・ 建設業，測量・建設コンサルタント等業者団体（土木建築局）
- ・ 社会福祉施設等（通所）で感染症が発生した場合の臨時休業の対応等について，市町及び施設に情報提供（健康福祉局）
- ・ 特に高齢者は，重症化する可能性も高いため，広報誌や地域の広報媒体を活用し感染予防策を周知する。（高齢者に多い症状，感染リスクの高い場所，活動量の減少に伴う廃用症候群予防策等）（健康福祉局）
- ・ 廃棄物処理業界団体，浄化槽関係団体（環境県民局）
- ・ 学校（感染対策の徹底，必要に応じた運営縮小や休止の要請）（環境県民局）

【具体的な取組】 続き

＜県民・事業者・福祉施設等に対しての要請＞

県民、事業所、福祉施設等に対して基本的な感染対策等を勧奨するため「ひな形」を作成しそれを基に各局から要請を行う。

「ひな形文例」

- ・ 手洗い、マスクの着用、咳エチケットを徹底してください。
- ・ 風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高くなりますので、人混みを避ける行動をお願いします。
- ・ 症状の認められた従業員の方への健康管理を徹底してください。
- ・ 施設利用者に対して、体調のすぐれない場合には、従業員に声をかけるように促してください。
- ・ 消毒液を設置し、施設の衛生環境の管理を徹底してください。
- ・ イベントの開催等を行う場合は、規模の大小にかかわらず、その必要性について再検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らない等を工夫してください。
- ・ 外国人（従業員、労働者、来場者、〇〇等）に対しては、別紙の「やさしい日本語」による周知をしてください。

＜BCPの取組の要請＞

- ・ 公共交通事業者に対しBCPに基づく取組を要請（地域政策局）
- ・ 事業者連絡会を通じて平時に作成しているBCPに基づいた準備を要請（関係部局）

(参考) ≪高齢者等に関すること≫

＜高齢者等が入所・入居する施設で発生した場合＞

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。
- ・ 濃厚接触者のリストを作成し、毎日健康観察を実施し、症状がある場合は、早めに保健所に相談する。  
 なお、高齢者においては、新型コロナウイルス感染症の特徴である発熱が顕著でない場合があるので、呼吸器、消化器等の症状、ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなどの随伴症状も注意深く観察する。
- ・ 入所中の濃厚接触者は、14日間個室へ隔離し、1～2時間ごとに5～10分の部屋の換気を行う。個室の確保が困難な場合は、カーテン、パーテーション等を利用して仕切り、ベッドの配置は2メートル以上の間隔を取る。
- ・ 隔離中、職員は、スタンダード・プリコーション（標準予防策）を実施する。  
 ※ スタンダード・プリコーション（標準予防策）の具体的な内容は、手洗い、手袋の着用をはじめとして、マスク・ゴーグルの使用、エプロン・ガウンの着用と取り扱いや、ケアに使用した器具の洗浄・消毒、環境対策、リネンの消毒等。

＜高齢者等が通所する事業所で発生した場合＞

- ・ 休業の必要性については、保健所が感染拡大防止の観点から判断する。
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、消毒・清掃を実施する。
- ・ 濃厚接触者は14日間の自宅待機とする。
- ・ 濃厚接触者のリストを作成し、毎日健康観察を実施し、症状がある場合は、早めに保健所に相談する。  
 なお、高齢者においては、新型コロナウイルス感染症の特徴である発熱が顕著でない場合があるので、呼吸器、消化器等の症状、ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなどの随伴症状も注意深く観察する。

＜訪問介護事業所等の場合＞

- ・ 感染が疑われるものとの濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ・ 発熱等の症状がない職員であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

■以下、県で検討している事項

【非濃厚接触者の受入確保のために考えられる方策案】

●休業の対応策

- ・ 代替サービスの確保…居宅介護支援事業所を中心に休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス確保に努める。
- ・ 利用者への丁寧な説明。

- (ウ) 県等は、国の要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。  
 (健康福祉局、関係部局)

【具体的な取組】

- ・ 医療機関に対し，国の要請に基づき，感染性廃棄物の取扱を通知するとともに，通知の状況を確認する。（健康福祉局）
- ・ 市町や廃棄物処理業界団体に対し，国の要請に基づき，感染性廃棄物の取扱を通知するとともに，通知の状況を確認する。（環境県民局）
- ・ サービス付高齢者向け住宅設置者に対し，直接，基本的な感染対策等の実施に加え，当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理等の徹底や入居者との面談の自粛，委託業者等外部の者との接触の規制等を要請する。（土木建築局）
- ・ 医療施設等における感染拡大防止のための留意点等について通知する。（健康福祉局）
- ・ マスクや消毒用アルコール等衛生用品の在庫状況を確認し，不足する施設への配布の優先順位の検討（健康福祉局）
- ・ 市町に対して，各自治会等の地域活動のうち濃厚接触の可能性の高い集会等の自粛を要請（健康福祉局）

- (イ) スタジアム，劇場等の集客施設事業者に対し，広島県危機対策推進事業者連絡会を通じ，引き続き，県内発生時の取組について理解と協力を求める。

【その他の取組】

＜イベント等の開催判断について＞

県主催のイベント等の開催判断について，時期変更が困難な試験等を除き，原則として中止するよう考え方を整理するとともに，広島県危機対策推進事業者連絡会を通じ，県の考え方を周知し，時期変更が困難な試験等を除き，原則として使用を中止するよう要請する。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

- ・ 県出資団体等へのイベント等の休止・延期を要請する。（関係部局）

【その他の取組】

<公の施設等について>

- ・ 公園の指定管理者等の屋内施設の使用禁止及び施設における感染対策の徹底（自然公園等 8 施設）
- ・ 広島県が管理する施設等において、必要に応じて、運営縮小や休止、イベントの中止や延期などを要請するとともに、その他の管理者に対しても検討を要請する。（総務局，環境県民局，地域政策局，健康福祉局，農林水産局，商工労働局，土木建築局）

イ 水際対策

県は、水際対策が継続される場合、引き続き検疫所から通報のあった新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視を継続する。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 検疫所から発生国等からの入国者であって、停留しない者の健康観察の依頼があった場合は、健康観察を実施する。（健康福祉局）

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型コロナウイルス感染症緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。（健康福祉局）
- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。（健康福祉局，環境県民局，教育委員会）
- ・ 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（健康福祉局，関係部局）
- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め

感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。（健康福祉局，関係部局）

- ・ 県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（健康福祉局，関係部局）

## (5) 医療

### ア 医療体制

- ・ 県等は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者及び医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や相談窓口における相談体制を継続する。県等は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や、流行状況等を踏まえて帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（健康福祉局）
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型コロナウイルス感染症の患者が受診することを配慮しながら、診療体制を継続する。（健康福祉局）
- ・ 県等は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルス感染症の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（健康福祉局）
- ・ 県等は、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者から採取した検体を保健環境センター等へ搬送し、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型コロナウイルス感染症患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。（健康福祉局，総務局（保健環境センター））



【具体的な取組】

- ・ 帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。  
（健康福祉局）
- ・ 帰国者・接触者外来については、相談窓口が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に受診することを原則とし、一般への公表は行わない。  
（健康福祉局）
- ・ 帰国者・接触者外来の運営を維持するため、感染対策資材の調達等の支援を行う。（健康福祉局）
- ・ 当初は新型コロナウイルス感染症様症状の患者を集約して診察する等、地域の実情に応じて段階的に診療体制を拡充する。（健康福祉局）
- ・ 外来患者数の大幅な増加に対応できるよう、一般診療所において、通常の院内感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離する等の対策を行う等地域医師会等と連携し対応する。  
（健康福祉局）
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院に備え、入院可能病床数を把握するとともに、患者が大幅に増加した場合も対応できるよう病床数を確保する。  
（健康福祉局）
- ・ 保健環境センターにおいて新型コロナウイルス検査に係る PCR 検査を実施するための検査体制を整備し、検査を実施する。（健康福祉局，総務局）
- ・ すべての疑似症患者への PCR 検査を実施する。検査のキャパシティからすべての検査が困難である場合、公衆衛生上の観点から PCR 検査等の実施の優先順位を判断する。（健康福祉局）

イ 患者への対応等

- ・ 県等は、新型コロナウイルス感染症と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に、入院勧告・措置を行う。（健康福祉局）
- ・ 県等は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、相談窓口等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。（健康福祉局）
- ・ 県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等への受診を勧める。（健康福祉局，危機管理監）



【具体的な取組】

- ・ 新型コロナウイルス等の検査結果が判明した場合、直ちに帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関等の関係者に結果を報告する。（健康福祉局）
- ・ 検査結果が陽性の場合、感染症法に基づく入院勧告・措置を実施する。なお、当該個人の個人情報の取扱いには十分留意する。（健康福祉局）
- ・ 患者の居住地を管轄する保健所が、濃厚接触者として特定された者に対して、観察期間中の対応について指導する。（健康福祉局）
- ・ 「相談の目安」に該当するものは、相談窓口へ電話により問い合わせること等を県ホームページ、SNS、チラシ等を通じて、県民への周知を図る。（健康福祉局）

ウ 医療機関等への情報提供

- ・ 県等は、新型コロナウイルス感染症の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 国等を通じて、新型コロナウイルス感染症の臨床像（症状、治療効果）及び重症患者等の入院経過も含めた臨床情報を可能な限り収集し医師会を通じて、診断・治療に有用な情報を提供する。（健康福祉局）

エ 患者搬送体制

- ・ 県内での患者の発生と感染拡大に備え、消防機関等と連携し、搬送時の感染防御策を確認するとともに、搬送体制の確保強化を図る。（健康福祉局、危機管理監）

【具体的な取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、原則として県が搬送を行うが、県で対応できない場合も想定されるため、事前に消防機関と協定を結ぶなど、患者の搬送体制を確立しておく。（健康福祉局、危機管理監）

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第47条）。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 医療機関，医薬品等製造販売業者，販売業者等の感染防止対策を推進し，業務継続計画の点検及びシミュレーションを実施するよう要請する。（健康福祉局）

**（６）県民生活及び県民経済の安定の確保**

ア 県民への対応

- ・ 県民に対し，次の取組を心掛けるよう周知を図る。（関係部局）

【具体的な取組】

- ・ 県ホームページとSNSを活用し，デマや風評被害を防止するため，最新の状況など県民が求める事項に関する正しい情報を発信する。（総務局）
- ・ 県民に対して，食料品，生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（関係部局）
- ・ メディアに対しては，必要に応じて説明会を実施し，正しい情報の共有と県民への周知を依頼する。（環境県民局）（総務局）

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し，発生状況等に関する情報提供に努め，職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図る。特に，指定地方公共機関等社会機能の維持に関わる事業者には，職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組の準備を行うよう要請する。（関係部局）

【具体的な取組】

- ・ 前述「（４）予防・まん延防止」における業界団体等への要請に併せて，周知を図る。
- ・ 要請文は，ひな形（健康福祉局作成）を基に，各局で作成する。  
（地域政策局，環境県民局，健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木建築局）
- ・ 事業者に対し，事業活動への影響を調査し，実態把握を行うとともに，必要な対応を検討する。（商工労働局）

- ・ 社会機能維持に関する事業者と公共交通機関・ライフライン事業者，集客施設事業からなる広島県危機対策推進事業者連絡会等に，県内発生時の取組について理解と協力を求める。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

【具体的な取組】

- ・ 県内で感染症患者が確認された場合は、速やかに、広島県危機対策推進事業者連絡会を開催し、企業・団体にまん延防止対策を説明し、協力を求める。  
対象者：連絡会名簿に記載された交通機関・ライフライン事業者、食料品等流通事業者、集客施設事業者（計37企業・団体）及び県関係部局  
内 容：新型コロナウイルス感染症患者の発生について  
新型コロナウイルス感染症に対する県の取組  
新型コロナウイルス感染症に対する予防・まん延防止対策について  
広島県新型インフルエンザ等対策行動計画について 等
- ・ 各部局から事業者へ周知  
(危機管理監, 健康福祉局, 関係部局)

- ・ 事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係部局)

【具体的な取組】

- ・ 危機対策推進事業者連絡会を通じて、価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ・ 事業者への周知 (商工労働局)

【その他の取組】

- ・ 事業者に対し、事業活動への影響を調査し、実態把握を行うとともに、必要な対応を検討する。(商工労働局)

ウ 要配慮者への支援

- ・ 市町に対し、県内感染期における在宅の高齢者、障害者等の生活支援を準備するよう要請する。(健康福祉局, 関係部局)

【具体的な取組】

- ・ 対象者の名簿作成。サービス事業者（訪問介護等）に対し、サービス継続を要請。自治会、民生委員、介護支援専門員、相談支援専門員による見回りなどの準備要請（健康福祉局, 関係部局）
- ・ 在宅の高齢者等への支援を行う介護や福祉の専門職と要配慮者の感染防止のため、関係団体に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る注意喚起を行う。(健康福祉局)

- ・ 災害応急救助物資の配布を準備する。(健康福祉局)

【具体的な取組】

- ・ 県の備蓄倉庫から役場までの配送準備 (健康福祉局)

## エ 防犯・防災活動

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大(まん延)に備え、防犯、防災機能を維持し、県民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と連携し対応を図る。(危機管理監、警察本部)

【具体的な取組】

- ・ 消防職員・警察職員の感染防止対策を推進し、また、業務継続計画の点検及びシミュレーションを実施する。(危機管理監、警察本部)
- ・ 既に構築している連絡体制を維持し、犯罪情勢について随時、情報を共有する。(警察本部)
- ・ 消防機関においては、圏域外の出動についても県内相互応援協定により、体制を確保する。(危機管理監)

## オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

### (7) 事業者の対応等

- ・ 特措法に基づく指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。(関係部局)

### (イ) 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(健康福祉局、企業局)

(ウ) 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る県民への呼びかけ

- ・ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（健康福祉局、関係部局）

(オ) 緊急物資の運送等（特措法第 54 条）

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係部局）
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 医薬品等販売業者等の営業状況を確認し、必要時に要請可能な業者に配送を要請する（健康福祉局）

- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（関係部局）

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）

(4) 犯罪の予防・取締り

- ・ 警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

【具体的な取組】

- ・ 関連する刑法犯の報告を通達し、県下の犯罪情報を一元的に集約する。(警察本部)
- ・ あらゆる媒体等を活用した広報啓発活動を行う。(事前の注意喚起及び発生時)  
(内容)
  - ・ 減らそう犯罪情報官による情報官速報の発出及びテレビ・ラジオ出演  
(情報官速報を随時作成し、登録先の防犯組合・金融機関等 33 グループ 765 カ所にメール・FAX送信)
  - ・ メールマガジン, SNS (Twitter, Facebook, Instagram, YouTube)
  - ・ 警察本部からの発信情報を受けて、各警察署(交番・駐在所等)においても交番即報等を発出
- ・ 犯罪情報を基に、関連犯罪について重点的に取締りを実施する。(警察本部)

<p>県内感染期</p> <p>県内で新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして重症化する人を最小限に抑える。</li> <li>6) 欠勤者の増大が予想されるが、県民生活・県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

## (1) 実施体制

### ア 実施体制

- ・ 知事を本部長とする県対策本部の体制【非常体制】を継続する（対策支部も同じ）。（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

#### 【具体的な取組】

- ・ 知事を本部長とする「広島県特別警戒本部」を継続し、県内の感染症指定医療機との連携など、感染症の予防及び応急対策を強化する。  
また、国が政府対策本部を設置したときは、「広島県特別警戒本部」を新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づく県対策本部に位置付ける。
- ・ 本部長は、必要に応じて「広島県特別警戒本部」内に経済対策部を設置することができる。
- ・ 本部長は、本部員を応急対策の状況により適宜招集し、「本部員会議」の開催により、対処方針や応急対策の総合調整を図り、実施方針を決定する。また、本部長は、必要に応じて、外部専門家を本部員会議に参画させることができる。（会議運営：危機管理監）



- ・ 県対策本部は、専門家委員会の意見等を踏まえ、行動計画等に基づき、県内感染期における対策等について協議・実施する。(健康福祉局, 商工労働局, 関係部局)

【具体的な取組】

- ・ 国が基本的対処方針を決定したら、本部員会議において、県行動計画及び同要領に基づき、対策を協議・実施する。
- ・ 本部長は、適宜新型コロナウイルス感染症専門家委員会を開催し、県内の発生状況等の最新の疫学情報を分析し、感染拡大防止に向けた対処方針を決定する。  
(健康福祉局)
- ・ 本部長は、必要に応じて経済専門家委員会を開催し、県の経済対策に向けた対処方針を決定する。(商工労働局, 関係部局)

【その他の取組】

《業務の実施体制の確保》

- ・ 職場の状況に応じて、「新型インフルエンザ等業務継続計画」に基づき、非常時優先業務を実施する。(各所属)
- ・ 職員の感染防止対策の一層の徹底のため、咳エチケットの徹底や手洗い・うがいなどの励行、勤務時間の繰上げ・繰下げの実施、窓口業務等の従事職員に対するマスク着用の推奨などを行う。(総務局)
- ・ 庁内まん延防止対策のため、来場者の立入場所の制限、相談・窓口業務の指定エリアでの対応、エレベーターの使用制限、食堂・売店等の営業自粛の要請を行う。(総務局)

イ 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 市町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する(特措法第34条)
- ・ 県又は市町が新型コロナウイルス感染症のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(特措法第38条, 39条)

【その他の取組】

《ライフライン事業者との連携体制確保》

- ・ ライフライン事業者(水道・ガス・電気・通信など)に対して、県へ情報連絡員(リエゾン)の派遣を要請し、感染防止対策の実施に必要な情報の収集や関係機関相互の連携・調整が迅速に行えるよう、体制を強化する。(危機管理監)



## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

- ・ 県等は、新型コロナウイルス感染症患者の全数把握は中止し、通常のスーベイランスを継続する。(健康福祉局)
- ・ 県等は、学校における集団発生の把握の強化については、通常のスーベイランスに戻す。(健康福祉局, 環境県民局, 教育委員会)
- ・ 県は、引き続き、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を迅速に報告し、連携しながら必要な対策を実施する。(健康福祉局)

#### 【具体的な取組】(健康福祉局)

- ・ 国の方針等を踏まえ、全数把握は中止し、通常のスーベイランスを継続する。(健康福祉局)
- ・ 地域的な状況把握のため、インフルエンザ定点医療機関に加えてそれ以外の医療機関での状況を把握し、流行地域の早期探知を行う。
- ・ 通常の学校スーベイランスを実施する。(健康福祉局)
- ・ なお、学校等の休業の実施や、医療機関や社会福祉施設等における集団発生の状況を調査し、感染が拡大しやすい学校等の集団生活の場における流行・再流行のきっかけをとらえ、必要な対策を講じる。
- ・ 感染症スーベイランスにより、地域ごとの発生情報、学校等における集団発生の状況、患者の発生動向等を国に報告する。
- ・ 学校における感染者発生状況、休業状況等の把握(環境県民局)
- ・ 県は、国立感染症研究所が分析した情報を活用し、対策の立案に活用する。
- ・ 学校等欠席者・感染症情報システムによる学校からの報告により、感染症患者数を把握。(教育委員会)

### イ 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国等を通じて必要な情報を収集する。(健康福祉局, 関係部局)

## (3) 情報提供・共有

### ア 県民への情報提供

- ・ 引き続き、コールセンターを設置するなど国内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、県民への注意喚起を行う。(健康福祉局, 総務局, 関係部局)
- \* 新型コロナウイルス感染症の基本的知識、国内での発生状況及び感染防止策などの最新情報を県のホームページなどの広報媒体のほか、市町、関係機関、メディアの協力を得て、県民に正確な情報を提供するとともに、随時県民にメッセージを発し、風評等による混乱防止を図る。

- \* 外国人に対しては、市町、民間団体等の協力を得て情報提供する。
- \* 障害者に対しては、市町が障害の特性に応じて、情報提供に努める。

【具体的な取組】

- ・ 外国人に対しては、市町、民間団体等の協力を得て情報提供する。(地域政策局)  
※対応については、「県内発生早期」時点と同様の取組を実施。
- ・ 視覚障害者のために、PCの読み上げ機能で活用できるテキストデータを提供する。(健康福祉局)。
- ・ 視覚及び聴覚障害者のために、市町の防災メールで活用できるテキストデータを提供する。(健康福祉局)
- ・ 知的障害者のために、平易な内容のデータを提供する。(健康福祉局)
- ・ 特に高齢者は重症化する可能性も高いため、広報誌や地域の広報媒体を活用し感染予防策を周知する。(高齢者に多い症状、感染リスクの高い場所、活動量の減少に伴う廃用症候群予防策等)(健康福祉局)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を関係団体、学校等へ提供(環境県民局)
- ・ 県主催イベントの取扱など、県の対応状況等を関係団体、学校等へ提供(環境県民局)
- ・ 県ホームページ上に専用コーナーを設置し、関連情報を集約する。
- ・ 最新の発生状況や対策の内容、感染防止策、相談窓口に関する情報は、ホームページ、SNS、県民だより等、あらゆる手段で発信する。
- ・ 外国人に対しては、多言語(9か国語+やさしい日本語)での情報発信を行う。
- ・ SNSは、デマや風評被害を防止するため、最新の発生状況など県民が求める事項に関する正しい情報を定期的に発信し続ける。
- ・ メディアに対しては、最新の発生状況を定期的に提供し、必要に応じて説明会を実施し、正しい情報の共有と県民への周知を依頼する。(総務局)

イ 相談窓口の設置

- ・ 引き続き、市町に状況の変化に応じたQ&A等の情報を提供し、相談窓口の設置・運営を要請する。(健康福祉局)

【具体的な取組】

- ・ 県内の相談体制の強化を図るため、市町に対して、Q&Aを提供するとともに相談窓口の設置・充実を要請する。(健康福祉局)

ウ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会，市町等の関係機関に対し，患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供する。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 国等を通じて，新型コロナウイルス感染症の臨床像（症状，治療効果）及び重症患者等の入院経過も含めた臨床情報を可能な限り収集し，医師会を通じて，医療関係者に診断・治療に有用な情報を提供する。（健康福祉局）
- ・ 市町が，市民に詳細かつ具体的な予防対策等の情報が提供できるよう，最新の情報を提供する。（健康福祉局）

**（４）予防・まん延防止**

ア 県内でのまん延防止

- (7) 県等は，国と連携し，業界団体等を経由し又は直接，県民，事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 県民，事業所，福祉施設等に対し，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人混みを避けること，時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また，事業所に対し，当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（健康福祉局，関係部局）
  - ・ 事業者に対し，職場における感染対策の徹底を要請する。（健康福祉局，関係部局）

**【具体的な取組】**

基本的な感染対策や事業継続の対応を勧奨するとともに、従業員の健康管理や、帰国者・接触者相談窓口への相談等を強く要請する。

- ・ 文化施設の指定管理者（感染対策の徹底，施設利用制限等の要請）  
（文化施設5施設）（環境県民局）
- ・ 県商工会連合会等の関係団体を通じて行う。（商工労働局）
- ・ 農林水産関係団体，地方卸売市場開設者（農林水産局）
- ・ 空港関係施設及び港湾関係施設（土木建築局）
- ・ 道路公社（有料道路の業務継続のための感染対策等）（土木建築局）
- ・ 建設業，測量・建設コンサルタント等業者団体（土木建築局）
- ・ 特に高齢者は重症化する可能性も高いため，広報誌や地域の広報媒体を活用し感染予防策を周知する。（高齢者に多い症状，感染リスクの高い場所，活動量の減少に伴う廃用症候群予防策等）
- ・ 社会福祉施設等（通所）で感染症が発生した場合の臨時休業の対応等について，市町及び施設に情報提供する。（健康福祉局）
- ・ 廃棄物処理業界団体，浄化槽関係団体（環境県民局）
- ・ 学校（感染対策の徹底，必要に応じた運営縮小や休止の要請）（環境県民局）
- ・ 広島県が管理する公の施設，出資法人等

- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ，必要に応じて，学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに，学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（健康福祉局，環境県民局，教育委員会）
- ・ 公共交通機関等に対し，利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（関係部局）

**【具体的な取組】**

- ・ 公共交通事業者（利用者に対する周知とBCPに基づく取組の実施）  
（地域政策局）

【その他の取組】

＜イベント等の開催判断について＞

県主催のイベント等の開催判断について，時期変更が困難な試験等を除き，原則として中止するよう考え方を整理するとともに，広島県危機対策推進事業者連絡会を通じ，県の考え方を周知し，原則として使用を中止するよう要請する。

（危機管理監，健康福祉局，関係部局）

- ・ 県出資団体等へのイベント等の休止・延期を要請する。（関係部局）

【その他の取組】

＜公の施設等について＞

- ・ 広島県が管理する公の施設等において，時期変更が困難な試験等を除き，原則として使用の中止を要請するとともに，その他の管理者に対しても検討を要請する。（総務局，環境県民局，地域政策局，健康福祉局，農林水産局，商工労働局，土木建築局）

(参考) ≪高齢者等に関すること≫

＜高齢者等が入所・入居する施設で発生した場合＞

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。
- ・ 濃厚接触者のリストを作成し、毎日健康観察を実施し、症状がある場合は、早めに保健所に相談する。  
 なお、高齢者においては、新型コロナウイルス感染症の特徴である発熱が顕著でない場合があるので、呼吸器、消化器等の症状、ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなどの随伴症状も注意深く観察する。
- ・ 入所中の濃厚接触者は、14日間個室へ隔離し、1～2時間ごとに5～10分の部屋の換気を行う。個室の確保が困難な場合は、カーテン、パーテーション等を利用して仕切り、ベッドの配置は2メートル以上の間隔を取る。
- ・ 隔離中、職員は、スタンダード・プリコーション（標準予防策）を実施する。  
 ※ スタンダード・プリコーション（標準予防策）の具体的な内容は、手洗い、手袋の着用をはじめとして、マスク・ゴーグルの使用、エプロン・ガウンの着用と取り扱いや、ケアに使用した器具の洗浄・消毒、環境対策、リネンの消毒等。

＜高齢者等が通所する事業所で発生した場合＞

- ・ 休業の必要性については、保健所が感染拡大防止の観点から判断する。
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、消毒・清掃を実施する。
- ・ 濃厚接触者は14日間の自宅待機とする。
- ・ 濃厚接触者のリストを作成し、毎日健康観察を実施し、症状がある場合は、早めに保健所に相談する。  
 なお、高齢者においては、新型コロナウイルス感染症の特徴である発熱が顕著でない場合があるので、呼吸器、消化器等の症状、ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなどの随伴症状も注意深く観察する。

＜訪問介護事業所等の場合＞

- ・ 感染が疑われるものとの濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ・ 発熱等の症状がない職員であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

■以下、県で検討している事項

【非濃厚接触者の受入確保のために考えられる方策案】

●休業の対応策

- ・ 代替サービスの確保…居宅介護支援事業所を中心に休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス確保に努める。
- ・ 利用者への丁寧な説明。

- (イ) 県等は、国の要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉局、関係部局)

【具体的な取組】(環境県民局、地域政策局)

- ・ サービス付高齢者向け住宅設置者に対し、直接、基本的な感染対策等の実施に加え、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理等の徹底や入居者との面談の自粛、委託業者等外部の者との接触の規制等を要請する。(土木建築局)
- ・ 市町や廃棄物処理業界団体に対し、国の要請に基づき、感染性廃棄物の取扱を通知するとともに、通知の状況を確認する。(環境県民局)
- ・ 医療施設等における感染拡大防止のための留意点等について通知する。(健康福祉局)
- ・ マスクや消毒用アルコール等衛生用品の在庫状況を確認し、不足する施設への優先配布(健康福祉局)

- (ウ) 県等は、国と連携し、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を中止する。(健康福祉局)

- (エ) 県等は、国と連携し、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を中止する。(健康福祉局)

【具体的な取組】(危機管理監、健康福祉局)

- ・ スタジアム、劇場等の集客施設事業者に対し、広島県危機対策推進事業者連絡会等を通じ、時期変更が困難な試験等を除き、原則として使用を中止するよう要請する。(危機管理監、健康福祉局)

イ 水際対策

- ・ 国内の感染拡大に応じて順次検疫支援を縮小する。(健康福祉局、土木建築局)

【具体的な取組】(健康福祉局)

- ・ 検疫の実施体制への支援は縮小していくが、検疫所から発生国等からの入国者であって、停留しないものの健康観察の依頼があった場合は、健康観察を実施する。



ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- (7) 新型コロナウイルス感染症緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況において、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（健康福祉局）
  - ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。（健康福祉局、環境県民局、教育委員会）
  - ・ 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（健康福祉局、関係部局）
  - ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設で、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。（健康福祉局、関係部局）
  - ・ 県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（健康福祉局、関係部局）

## (5) 医療

### ア 患者への対応等

- (7) 県等は、帰国者・接触者外来、相談窓口及び感染症法に基づく患者の入院勧告・措置を中止するとともに、相談窓口を縮小し、透析医療機関や産科医療機関など感染症の診察を行うことが難しい医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型コロナウイルス感染症の患者の診察を行うよう関係機関に要請する。(健康福祉局)

#### 【具体的な取組】

- ・ 医師会と調整の上、体制移行を実施する。(健康福祉局)
- ・ 一般の医療機関による診療体制の充実状況を踏まえながら、相談窓口の段階的な縮小を検討・実施する。(健康福祉局)
- ・ 一般の医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う。その際、通常の院内感染対策に加えて、患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離するなどの対策を行う。(健康福祉局)
- ・ 地域における診療体制を、地域医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。(健康福祉局)
- ・ 地域全体で医療体制が確保されるよう、外来診療においては、軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診察するなど、地域での病診連携を図る。(健康福祉局)
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療、透析医療、産科医療の常に必要とされる医療を維持するため、これらの専門的な医療に特化した医療機関等、必要に応じて新型コロナウイルス初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。(健康福祉局)

- (イ) 県等は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(健康福祉局)

【具体的な取組】

- ・ 患者数が大幅に増加した場合に対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けることとし、原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明したうえで退院を促し、重症患者のための病床を確保する。

(健康福祉局)

- ・ 自宅で療養する患者や家族に対し、県 HP 等を活用して情報提供を行い、感染対策に努めるよう指導する。(健康福祉局)
- ・ 医療機関は、原則として待機的入院、待機的手術を控えることとする。(健康福祉局)
- ・ 医療機関は新型コロナウイルス以外の疾患の患者に対する医療も可能な限り維持できるよう、診療体制を工夫する。特に、産科・小児科・透析医療の維持に努める。

(健康福祉局)

- ・ 新型コロナウイルス重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握やその情報提供に努める。(健康福祉局)
- ・ 新型コロナウイルスの患者数が増加し医療機関の病床が不足する事態となった場合、医療機関は医療法施行規則第 10 条ただし書きに基づき、定員超過入院等を行う。

(健康福祉局)

- (ウ) 県等は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(健康福祉局)

【具体的な取組】

- ・ 医療機関のマスク等衛生資材、医薬品等の在庫状況を確認し、不足となる場合は県の備蓄品を供給する。(健康福祉局)

## イ 医療機関等への情報提供

- ・ 県等は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉局)

### 【具体的な取組】

- ・ 国等を通じて、新型コロナウイルス感染症の臨床像（症状，治療効果）及び重症患者等の入院経過も含めた臨床情報を可能な限り収集し医師会を通じて、診断・治療に有用な情報を提供する。(健康福祉局)

## ウ 患者搬送体制

- ・ 患者数の拡大に対応し、消防機関等と連携し、患者搬送体制の確保に努める。(健康福祉局，危機管理監)

### 【具体的な取組】

- ・ 患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、消防機関等と医療機関，保健所は積極的に情報共有を図る。(健康福祉局，危機管理監)
- ・ 患者の増加により、救急車両の利用が増加した場合、従来の救急機能を維持するため、不要不急の救急車両の利用自粛等救急車両の適正利用を推進する。(健康福祉局，危機管理監)

## エ 在宅で療養する患者への支援

- ・ 市町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援を行う。(見回り，食事の提供)  
(健康福祉局)

### 【具体的な取組】

- ・ 自治会，民生委員による炊き出しや見回りの要請，訪問介護事業者による食事の提供の要請を行う。(健康福祉局)

## オ 医療機関・薬局等における警戒活動

- ・ 警察本部は、国と連携し、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

【具体的な取組】

・ 情報収集体制の構築

関係警察署，自動車警ら隊等によるパトロールを強化するとともに，関係警察署により医療機関及び薬局の管理者と情報交換中

・ 即応体制の保持

集団警備力を有する機動隊を即時出動できるよう即応体制を保持（警察本部）

カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされている場合には，上記の対策に加え，必要に応じ，以下の対策を行う。

(7) 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者，販売業者等である指定（地方）公共機関は，業務計画で定めるところにより，医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第47条）。

(4) 県等は，国と連携し，区域内の医療機関が不足した場合，患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか，医療体制の確保，感染拡大の防止及び衛生面を考慮し，新型コロナウイルス感染症を発症し外来診療を受ける必要のある患者や，病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため，臨時の専門病棟を設置するなどにより，医療を提供する。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 医療法上の手続を可能な限り簡素化し迅速化を図る。（健康福祉局）

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・ 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染拡大防止対策を講じるよう要請する。(関係部局)

#### 【具体的な取組】

- ・ 業界団体等へ周知を図る。
- ・ 事業者に対し、引き続き、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染拡大防止対策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組を講じるよう要請する。
- ・ 要請文は、ひな形(健康福祉局作成)を基に、各局で作成  
(地域政策局, 環境県民局, 健康福祉局, 商工労働局, 農林水産局, 土木建築局)
- ・ 県内の主要企業(大企業)や経済団体(中小企業)に対し、事業活動への影響についてヒアリングにより実態把握を行うとともに、必要な対応を検討する。(商工労働局)

### イ 県民・事業者への呼びかけ

- ・ 県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係部局)

#### 【具体的な取組】

- ・ 基礎疾患を有する人は、常備薬の確保に努めるよう呼びかける。(健康福祉局)
- ・ 高齢者や障害者等、外出の困難さを伴う場合には、外出自粛の要請に備え、食料品等の備蓄状況を確認し、確保に努めるよう呼びかける。(健康福祉局)
- ・ 広報誌や地域の広報媒体を活用し周知する。(常備薬の確保, 食料品の備蓄等)  
(健康福祉局)
- ・ 食料品や生活必需品等に関し、価格の高騰や需給のひっ迫状況に応じ、広報媒体や市町への通知を通じ、県民に冷静な行動を呼びかける。(環境県民局)

#### <国の緊急対応に呼応した事業者への支援>

県は、県内の感染拡大防止や医療提供体制の整備、感染拡大に伴う事業活動の縮小といった課題へ対応するため、国が行う緊急対応策を活用するなど、事業者への支援を行う。

- ・ 国が行う各種補助事業の活用し、事業者等へ補助(健康福祉局)
- ・ 医療機関等への感染防護具、マスク等の整備(健康福祉局)
- ・ 介護施設等の感染拡大防止策(施設の消毒, 多床室⇒個室へ改修)(健康福祉局)



ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。
- (ア) 業務の継続等
  - ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（関係部局）
  - ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型コロナウイルス感染症による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。（関係部局）

【具体的な取組】

- ・ 県内感染期に入った場合は、廃棄物処理業者の罹患状況を確認し、業務に支障が生ずる場合は、代替業者の調整を実施する。（環境県民局）  
 連絡先：20 市町（広島市、呉市及び福山市は国から直接連絡）  
 廃棄物処理業界団体 4 団体（約 500 社）  
 医療機関（健康福祉局経由して連絡）

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第 52 条）

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（健康福祉局、企業局）

(ウ) 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。



(エ) サービス水準に係る県民への呼びかけ

- ・ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（健康福祉局，関係部局）

(オ) 緊急物資の運送等（特措法第54条）

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係部局）
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。（健康福祉局）

【具体的な取組】

- ・ 医薬品等販売業者等の営業状況を確認し、必要時に要請可能な業者に配送を要請する。（健康福祉局）

- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（関係部局）

(カ) 物資の売渡しの要請等（特措法第55条）

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。（環境県民局，関係部局）
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。（健康福祉局，商工労働局，関係部局）

(キ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（特措法第59条）。（環境県民局，関係部局）

【具体的な取組】

- ・ 国からの要請があった場合、または、県内における価格の高騰や需給動向についての相談件数が急増した場合は、その品目に応じて、関係事業者団体等に対し、調査を依頼し、状況を把握する。（環境県民局）

- ・ 県、市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【具体的な取組】

- ・ 専用の情報収集窓口やダイヤルを設置するとともに、メール受付フォームを作成する。（環境県民局）
- ・ 状況に応じ、受付時間の延長を行う。（環境県民局）

- ・ 県は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国が備蓄している物資の活用を検討するよう国に要請する。（農林水産局）
- ・ 県、市町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（環境県民局、関係部局）

(イ) 新型コロナウイルス感染症発生時の要配慮者への生活支援

- ・ 市町は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送等を行う。

【具体的な取組】

- ・ サービス提供の確認を行うとともに、自治会、民生委員、介護支援専門員、相談支援専門員による見回りの要請を行う。（健康福祉局）

(ロ) 犯罪の予防・取締り

- ・ 県警察は、警察庁と連携し、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

【具体的な取組】

- ・ 警察庁と犯罪情報を共有し、それらの情報を基にして、県内の事案に的確に対応する。（警察本部）

(ハ) 埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）

- ・ 市町は、国から要請があったときは、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、国から要請があったとき、市町は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。（健康福祉局）

[県対策本部における各部署の主な業務担当]

部局名	項 目
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関する事</li> <li>・ 発生期における県業務の維持継続に関する事</li> <li>・ 県民への情報提供に関する事</li> <li>・ 事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関する事</li> <li>・ 集客施設等におけるまん延防止に関する事</li> <li>・ 市町、関係機関・団体等との間の情報共有に関する事</li> <li>・ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事</li> </ul>
会計管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納機能の確保に関する事</li> <li>・ 物品調達に関する事</li> </ul>
危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県対策本部の運営に関する事</li> <li>・ ライフライン(電気, ガス, 油類)の機能確保に関する事</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>・ 消防防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・ 患者輸送体制の確保に関する事</li> </ul>
総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関する事</li> <li>・ 庁舎におけるまん延防止対策に関する事</li> <li>・ 広報の総括に関する事</li> <li>・ 報道機関への情報提供に関する事</li> <li>・ ウイルスの検査やその他病原体の検査に関する事</li> </ul>
地域政策局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関におけるまん延防止に関する事</li> <li>・ 市町の行財政運営に関する協力・助言に関する事</li> <li>・ 県内在住外国人への情報提供の支援に関する事</li> <li>・ 海外渡航者への情報提供の支援に関する事</li> </ul>
環境県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染性産業廃棄物の処理に関する事</li> <li>・ 廃棄物処理の機能確保に関する事</li> <li>・ 生活関連物資の物価・流通状況の調査等に関する事</li> <li>・ 公立大学法人県立広島大学及び私立学校(文部科学省所管の大学, 短大を除く)における感染予防・まん延防止に関する事</li> </ul>
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県感染症対策連絡会議及び広島県新型コロナウイルス感染症対策専門家委員会に関する事</li> <li>・ 防疫対策の統括に関する事</li> <li>・ 医療提供体制の確保に関する事</li> <li>・ 患者輸送体制の確保に関する事</li> <li>・ 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事</li> <li>・ 健康相談対応, 感染防止策の普及啓発に関する事</li> <li>・ ライフライン(水道)の機能確保に関する事</li> <li>・ 火葬体制の確保のための支援に関する事</li> <li>・ 食品事業者等に対する感染防止策の周知に関する事</li> <li>・ 要援護者(在宅の高齢者, 障害者等)への支援に関する事</li> </ul>

商工労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連物資の確保のための支援に関する事</li> <li>・ 企業活動の維持・復旧のための支援に関する事</li> <li>・ ライフライン(金融・運送)の機能確保に関する事</li> </ul>
農林水産局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要食料の確保のための支援に関する事</li> <li>・ 農林水産業の維持・復旧のための支援に関する事</li> <li>・ ライフライン(金融)の機能確保に関する事</li> </ul>
土木建築局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県管理港湾及び空港における水際対策に関する事</li> <li>・ ライフライン(下水道)の確保に関する事</li> </ul>
企業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン(県営上下水道)の機能確保に関する事</li> </ul>
病院事業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立病院における診療機能の確保に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関する事</li> <li>・ 発生期における教育対策に関する事</li> </ul>
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防疫措置・水際対策・医療活動の支援に関する事</li> <li>・ 多数死体取扱いに備えた措置に関する事</li> <li>・ 関係法令違反事件の取締りに関する事</li> <li>・ その他治安の維持に関する事</li> </ul>

●要請先資料

引用番号	地域-1
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P19	(3) 情報提供・共有 — ア
----	--------	-----	-----	-----------------

要請項目	外国人に対する情報提供について
------	-----------------

区分	内容
要請先	<p>◆県関係団体</p> <p>○ひろしま国際センター</p> <p>◆その他関係団体</p> <p>① 市町(広島市を除く)</p> <p>② 市町国際交流協会(14団体)</p> <p>③ 二国間交流団体(62団体)</p> <p>④ 外国人向けインターネットサイト運営者等</p> <p>⑤ JET青年(国際交流員, ALT)</p> <p>⑥ 金融機関(広島銀行, もみじ銀行, 広島信用金庫)</p> <p>⑦ 大学, 専修学校</p> <p>⑧ 技能実習生雇用主企業 [商工労働局など関係局と連携して対応]</p>
要請内容	<p>◎国際課の対応</p> <p>県健康福祉局等が作成する県民向け情報について, 広報課及び国際課が連携のうえ, やさしい日本語や多言語アプリを活用し, 県ホームページ等で情報提供する。</p> <p>○ひろしま国際センター</p> <p>国際課からの連絡に基づき, 県ホームページ掲載情報等について, ひろしま国際センターのホームページ等での情報提供を要請する。</p> <p>○その他関係団体</p> <p>県ホームページに掲載した, 健康福祉局作成の「保健所相談窓口案内」や「感染予防(日常生活での注意点)」の周知について協力要請する。</p>
要請方法	<p>○ひろしま国際センター</p> <p>国際課からの電話, メール等により要請する。</p> <p>○その他関係団体</p> <p>・①～⑦の団体</p> <p>国際課から, 関係団体の長(事務局長等)に対して, 訪問, 電話, メール等により要請する。</p> <p>・⑧の団体</p> <p>商工労働局など所管部局から, 関係団体の長(事務局長等)に対して, 訪問, 電話, メール等により要請する。(4)ア(イ)の要請文に盛り込み)</p>

●要請先資料

引用番号	地域-2
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22	(4) 予防・まん延防止 — ア — (イ)
----	--------	-----	-----	------------------------

要請項目	公共交通事業者への要請
------	-------------

区分	内容
要請先	<p>◆関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県内鉄軌道事業者</li> <li>② (公社)広島県バス協会</li> <li>③ 広島県旅客船協会</li> <li>④ (一社)広島県タクシー協会</li> <li>⑤ 広島県個人タクシー協会</li> </ul>
要請内容	<p>○概要 交通機関利用者へのまん延防止対策の周知(掲示, アナウンス, チラシ配布等)を要請するほか, 公共交通事業者に対しては, 社員(乗務員含む)へのまん延防止対策の実施など, 業務継続に向けたBCPIに基づく取組の実施を要請する。</p> <p>○具体的なまん延防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者: マスク着用, うがい・手洗いの励行, 咳エチケットの順守</li> <li>・社員(乗務員含む): マスク着用, うがい・手洗いの励行, 咳エチケットの順守</li> </ul> <p>職場における消毒液の使用, 定期的な換気, 時差出勤(業務に支障のない場合), テレワークの活用 など</p> <p>○業務継続 BCPIに基づく取組の実施(営業エリア内での感染者発生時対応等)を要請する。</p>
要請方法	<p>○ 地域力創造課から, 鉄軌道事業者担当管理者及び各協会専務理事又は事務局に対して, 訪問, 文書送付, 電話, メール等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	地域-3
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22	(4) 予防・まん延防止 — ア — (イ)
----	--------	-----	-----	------------------------

要請項目	県立国際人材養成研修等施設の指定管理者への要請
------	-------------------------

区分	内容
要請先	◆所管施設 広島県立広島国際協力センター
要請内容	○指定管理者に対し、 ・研修室(宿泊室)等の施設利用者へのまん延防止対策の周知のほか、施設利用に必要とされるまん延防止対策の実施、従業員へのまん延防止対策の周知を要請する。 ・情報センター・図書室及びレストランの利用中止を要請する。 (レストランはJICA施設のため、JICAの了承を得て利用中止)  (参考) 広島クリスタルプラザ内のひろしま国際センター(交流部)に対しても、貸しホール等の利用者へのまん延防止対策の周知のほか、貸しホール等の利用に必要とされるまん延防止対策の実施、従業員へのまん延防止対策の周知を要請する。
要請方法	○ 国際課から指定管理者に対して、電話、メール等により要請する。



●要請先資料

引用番号	地域-4
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22	(4) 予防・まん延防止 — ア — (イ)
----	--------	-----	-----	------------------------

要請項目	県立スポーツ施設の指定管理者等への要請
------	---------------------

区分	内容
要請先	<p>◆所管施設</p> <p>① 広島県立総合体育館 ② 広島県総合グラウンド ③ つつがライフル射撃場</p> <p>◆スポーツ関係団体</p> <p>① 広島県体育施設協会 (会員: 県内33体育施設) ② (公財)広島県体育協会 (加盟団体: 49競技団体等)</p>
要請内容	<p>○所管施設 施設利用者へのまん延防止対策の周知を要請するほか、指定管理者に対しては、施設利用に必要とされるまん延防止対策の実施や従業員へのまん延防止対策の周知など、業務継続に向けたBCPIに基づく取組の実施を要請する。</p> <p>○スポーツ関係団体 スポーツイベントの実施や練習環境を整備する際のまん延防止対策等の周知を要請する。</p>
要請方法	<p>○所管施設 スポーツ推進課から、各指定管理者に対して、訪問、文書送付、電話、メール等により要請する。</p> <p>○スポーツ関係団体 スポーツ推進課から、各協会に対して、会員や加盟団体へのまん延防止対策等の周知を文書により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	環境-1
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P17	(2)サーベイランス・情報収集	ア
----	--------	-----	-----	-----------------	---

要請項目	学校における感染者発生状況、休業状況等の報告
------	------------------------

区分	内容
要請先	<p>【学事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園(148園)</li> <li>・小学校(7校)</li> <li>・中学校(25校)</li> <li>・高等学校(39校)</li> <li>・専修学校(68校)</li> <li>・各種学校(20校)</li> </ul>
要請内容	<p>【学事課】</p> <p>各私立学校に対して、学校等における感染者発生状況、休業状況等について、学事課への報告を要請する。</p>
要請方法	<p>【学事課】</p> <p>学事課から、各私立学校に対して、メール、文書送付、電話等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	環境-2
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P19	(3)情報提供・共有	ア
----	--------	-----	-----	------------	---

要請項目	新型コロナウイルス感染症に関する最新情報, 県主催イベントの取扱など, 県の対応状況等を提供
------	--

区分	内容
要請先	<p>【文化芸術課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立美術館</li> <li>・縮景園</li> <li>・県立文化芸術ホール</li> <li>・広島県民文化センター</li> <li>・広島県民文化センターふくやま</li> <li>(公財)ひろしま文化振興財団</li> </ul> <p>【学事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園(148園)</li> <li>・小学校(7校)</li> <li>・中学校(25校)</li> <li>・高等学校(39校)</li> <li>・専修学校(68校)</li> <li>・各種学校(20校)</li> </ul> <p>【大学教育振興担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(21校)</li> <li>・短期大学(5校)</li> <li>・高等専門学校(2校)</li> </ul>
要請内容	<p>【文化芸術課】</p> <p>施設利用者へのまん延防止対策の周知(掲示, アナウンス, チラシ配布等)を要請するほか, 指定管理者及び財団事務局に対しては, 職員へのまん延防止対策の実施を要請する。</p> <p>【学事課】</p> <p>各私立学校に対して, 新型コロナウイルス感染症の基本的知識, 国内での発生状況及び感染防止対策などの最新情報を提供する。 県主催イベントの取扱など, 県の対応状況等を学校等へ提供する。</p> <p>【大学教育振興担当】</p> <p>県内大学等に対して, 特別警戒本部員会議決定事項(「イベントの取扱」等)などの情報を提供する。</p>
要請方法	<p>【文化芸術課】</p> <p>文化芸術課から, 指定管理者施設管理担当者及び財団事務局担当職員に対して, 訪問, 文書送付, 電話, メール等により要請する。</p> <p>【学事課】</p> <p>学事課から, 各私立学校に対して, メール, 文書送付, 電話等により周知・要請する。</p> <p>【大学教育振興担当】</p> <p>大学教育振興担当から県内大学等に対して, メール等により情報提供する。</p>

●要請先資料

引用番号 環境-3

種別	県内発生早期	ページ	P22	(4)予防・まん延防止 ア(イ)
----	--------	-----	-----	------------------

要請項目 事業者、学校、公の施設等に対し、感染対策の徹底、臨時休業、運営縮小や休止等の要請

区分	内容
要請先	<p>【文化芸術課】 ・県立美術館、縮景園、県立文化芸術ホール、広島県民文化センター、広島県民文化センターふくやま、(公財)ひろしま文化振興財団</p> <p>【学事課】 ・幼稚園(148園)、小学校(7校)、中学校(25校)、高等学校(39校)、専修学校(68校)、各種学校(20校)</p> <p>【大学教育振興担当】 ・公立大学法人県立広島大学</p> <p>【自然環境課】 自然公園等指定管理者(8施設) ～①(株)比婆の森、②(一財)もみのき森林公園協会、③(一財)中央森林公園協会、④広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体、⑤(一財)野呂山観光開発公社、⑥(一財)休暇村協会、⑦(株)恐羅漢、⑧(株)県民の浜蒲刈</p> <p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】 ・廃棄物処理業界団体、浄化槽関係団体、出資法人</p>
要請内容	<p>【文化芸術課】 指定管理者に対して、県の主催イベントの開催方針及び施設の利用制限等に関する方針に基づいた対応を要請する。</p> <p>【学事課】 各私立学校に対して、学校等における感染対策の徹底及び必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業等を適切に行うよう要請する。</p> <p>【大学教育振興担当】 ・学校保健安全法第20条の規定に基づく臨時休業 ・県立広島大学(3キャンパス)図書館の休館 ・サテライトキャンパスひろしまの休館 ・主催行事やイベント、セミナー等の中止・延期</p> <p>【自然環境課】 ・公園利用者へのまん延防止対策の周知(掲示、手洗い等の徹底、相談窓口等) ・スタッフへのまん延防止対策の実施等を要請</p> <p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】 ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。 ・当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や、帰国者接触者外来への相談等を要請する。 ・職場における感染対策の徹底を要請する。</p>
要請方法	<p>【文化芸術課】 文化芸術課から、指定管理者施設管理責任者及び財団事務局長に対して、訪問、文書送付、電話、メール等により要請する。</p> <p>【学事課】 学事課から、各私立学校に対して、メール、文書送付、電話等により要請する。</p> <p>【大学教育振興担当】 大学教育振興担当から、公立大学法人県立広島大学事務局へ文書及び電話連絡等により要請</p> <p>【自然環境課】 各指定管理者に対して、電話、メール、文書送付等により要請する。</p> <p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】 循環型社会課及び産業廃棄物対策課から、各団体等に対し、メール、FAX等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	環境-4
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P25	(4) 予防・まん延防止 ア(ウ)
----	--------	-----	-----	-------------------

要請項目	感染症対策を強化するよう要請(感染性廃棄物関係)
------	--------------------------

区分	内容
要請先	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町(20市町, 広島・呉・福山は国から直接)</li> <li>・廃棄物処理業界団体(4団体, 約500社)</li> </ul>
要請内容	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の要請に基づき, 感染性廃棄物の取扱を通知し, 感染対策を強化するよう要請する。</li> <li>・既に注意喚起を行っている場合も, 必要に応じて通知の状況を確認する。</li> </ul>
要請方法	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <p>循環型社会課及び産業廃棄物対策課から, 各団体等に対し, メール, FAX等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	環境-5
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P30	(6)県民生活及び県民経済の安定の確保 イ
----	--------	-----	-----	-----------------------

要請項目	事業者に対し職場における感染対策の徹底を要請
------	------------------------

区分	内容
要請先	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理業界団体</li> <li>・浄化槽関係団体</li> <li>・出資法人</li> </ul>
要請内容	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <p>・発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう、予防・まん延防止の要請と併せて、周知を図る。特に、指定地方公共機関等社会機能の維持に関わる事業者には、職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組の準備を行うよう要請する。</p>
要請方法	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <p>「(4)予防・まん延防止」における業界団体等への要請に併せて、周知を図る。 循環型社会課及び産業廃棄物対策課から、各団体等に対し、メール、FAX等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	健康-1
------	------

種別	県内発生早期 感染期	ページ	P22 P40	(4) 予防・まん延防止 ア(イ) (4) 予防・まん延防止 ア(ア)
----	---------------	-----	------------	--

要請項目	
------	--

区分	内容
要請先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内20市町(広島市, 呉市, 福山市を除く※)</li> <li>・認可保育施設, 認可外保育施設(同上)</li> <li>・放課後児童クラブ(同上)</li> </ul> ※国から直接通知があるため
要請内容	保育所等における新型コロナウイルスの対応(2.1.31), 保育所等において発生した場合の対応(2.2.18時点, 2.2.25時点), 保育所等における感染拡大防止のための留意点(2.2.25)等により, 感染防止や臨時休業時等の対応について取組を要請
要請方法	安心保育推進課からメールで, 県内市町(指定都市を除く), 西部厚生事務所に, 各施設への周知を依頼



●要請先資料

引用番号	健康-2
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P28	(5)医療 ア
----	--------	-----	-----	---------

要請項目	透析施設における感染対策の徹底
------	-----------------

区分	内容
要請先	県内の透析実施医療機関
要請内容	感染拡大を防止するための事務連絡を发出(R2.3.5) 感染症に対する透析施設での対応についての情報(公益社団法人日本透析医会のホームページに掲載)を周知し, 確実な感染症対策を要請
要請方法	・広島県透析連絡協議会を通じて会員の医療機関に周知, 未加入医療機関については, 県から直接FAX送信 ・上記について, 保健所設置市及び県保健所にも周知

●要請先資料

引用番号	健康-3
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P31	(6)県民生活及び県民経済の安定の確保
----	--------	-----	-----	---------------------

要請項目	介護や福祉の団体・事業所への感染対策の徹底
------	-----------------------

区分	内容
要請先	一般社団法人広島県介護支援専門員協会 広島県訪問看護ステーション協議会 広島県老人保健施設協議会 広島県老人福祉施設連盟
要請内容	介護や福祉の関係団体に対し、新型コロナウイルス感染の防止を図るため、県や厚生労働省が提供している情報を十分確認の上、会員(事業所)に対し、手洗い・マスクの着用、咳エチケットの徹底や高齢者や従業員等の健康管理の徹底等について周知するように依頼(R2.3.9)
要請方法	依頼文書をメールにより送付

●要請先資料

引用番号	健康-4
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22	(4)予防・まん延防止 ア(イ)
----	--------	-----	-----	------------------

要請項目	
------	--

区分	内容
要請先	①当事者団体 ②障害福祉施設等の管理者 ③県内20市町(広島市, 呉市, 福山市を除く※) ※国から直接通知があるため
要請内容	①県の相談窓口の周知, イベント中止等による感染拡大の防止 ②障害福祉施設等において発生した場合の対応, 感染拡大の防止 ③学校の臨時休業に伴う緊急一時的な障害児の受入れの調整
要請方法	文書(メール)で依頼するとともに, 県HP※に「新型コロナウイルス感染症に関する情報(障害福祉)」を掲載 ※ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/shingatakoronairusu.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/shingatakoronairusu.html</a>

●要請先資料

引用番号	健康-5
------	------

種別	発生早期	ページ	P19	(3)情報提供・共有
----	------	-----	-----	------------

要請項目	相談窓口の設置
------	---------

区分	内 容
要請先	・各市町(保健所設置市を除く。)
要請内容	住民からの一般的な相談に対応する相談窓口の設置について要請する。
要請方法	健康福祉総務課から、各市町長(保健所設置市を除く。)に文書により要請する。

●要請先資料

引用番号	商工-1
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22 P30	(4) 予防・まん延防止 ア(イ) (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保 イ
----	--------	-----	------------	---

要請項目	事業者へ対する感染対策等の勧奨及び業務縮小に向けた取組の準備の要請
------	-----------------------------------

区分	内容
要請先	広島県商工会連合会 各商工会議所会 広島県中小企業家同友会 広島県中小企業団体中央会
要請内容	会員事業者に対し以下の内容を周知するよう要請する。 ・日常生活における、咳エチケット、手洗い、持病のある方やご高齢の方はできるだけ人込みの多い場所を避けるなど、基本的な感染対策の徹底。 ・職場における、消毒液の使用や定期的な換気を徹底するとともに、時差出勤、テレワークの活用の勧奨。 ・従業員等で感染症の疑いが発生した場合には、保健所への連絡など迅速かつ適切に対応すること。 ・県民生活及び県民経済の安定確保に向け、業務継続計画(BCP)に基づく取組の準備を行うこと。 ・外国人の従業員等に対して、「やさしい日本語」による周知すること。(資料添付)
要請方法	経営革新課から、各関係団体に対し、文書送付により要請する。

●要請先資料

引用番号	商工-2
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22	(4)予防・まん延防止 ア(イ)
----	--------	-----	-----	------------------

要請項目	公の施設等の運営縮小や休止の要請
------	------------------

区分	内容
要請先	広島産業会館(指定管理者:(公財)ひろしま産業振興機構) 産業技術交流センター(指定管理者:㈱オオケン) ふくやま産業交流会館(指定管理者:(公財)ひろしま産業振興機構)
要請内容	各施設の指定管理者に対し、催事等の中止や延期について理解と協力を求めるとともに、新たな予約は受け付け不要とする。
要請方法	商工労働総務課から、指定管理者に対し、文書送付、電話、メール等により要請する。

●要請先資料

引用番号	商工-3
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P30	(6)県民生活及び県民経済の安定の確保 イ
----	--------	-----	-----	-----------------------

要請項目	事業者に対する生活関連物資等の価格高騰等が生じないよう要請
------	-------------------------------

区分	内容
要請先	<p>広島県危機対策推進事業者連絡会の構成員のうち食品・流通関連団体                      (株)福屋, (株)広島三越, (株)天満屋, (株)そごう, 広島駅弁(株), (株)フジ, イオンリテール(株),                      山崎パン(株), (株)中国シージーシー, (株)イズミ,                      広島県生活協同組合連合会, 広島県スーパーマーケット協会,                      (一社)広島県生活衛生同業組合連合会, (一社)広島県生じない品衛生協会</p>
要請内容	<p>広島県危機対策推進事業者連絡会の構成員のうち食品・流通関連団体に対し,                      食料品, 生活関連物資等の価格が高騰しないよう, また, 買占め及び売惜しみが生じないよう                      要請する。</p>
要請方法	<p>商工労働総務課長から, 連絡会議の出席者に対し, 口頭により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	商工-4
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22 P30	(4) 予防・まん延防止 ア(ア) (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保 ア
----	--------	-----	------------	---

要請項目	事業者へ対する感染対策等の勧奨及び業務縮小に向けた取組の準備の要請
------	-----------------------------------

区分	内容
要請先	広島県商工会連合会 各商工会議所会 広島県中小企業家同友会 広島県中小企業団体中央会
要請内容	会員事業者に対し以下の内容を周知するよう強く要請する。 ・日常生活における、咳エチケット、手洗い、持病のある方やご高齢の方はできるだけ人込みの多い場所を避けるなど、基本的な感染対策の徹底。 ・職場における、消毒液の使用や定期的な換気を徹底するとともに、時差出勤、テレワークの活用。 ・従業員等で感染症の疑いが発生した場合には、保健所への連絡など迅速かつ適切に対応すること。 ・県民生活及び県民経済の安定確保に向け、業務継続計画(BCP)に基づく取組を行うこと。 ・外国人の従業員等に対して、「やさしい日本語」による周知すること。(資料添付)
要請方法	経営革新課から、各関係団体に対し、文書送付により要請する。



●要請先資料

引用番号	農林-1
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P22	(4) 予防・まん延防止 ア(イ)
----	--------	-----	-----	-------------------

要請項目	事業者への要請
------	---------

区分	内 容
要請先	広島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会広島県本部 広島県信用農業協同組合連合会 広島県農業信用基金協会 広島県農業共済組合 広島県果実農業協同組合連合会 広島県酪農業協同組合 (一社)広島県畜産協会 (一社)広島県養鶏協会 広島県森林組合連合会 広島県漁業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 広島県内水面漁業協同組合連合会 各地方卸売市場
要請内容	感染拡大防止のための対応等について、要請先団体の職員、関係生産者及び関係団体への周知を依頼(3/9付け)
要請方法	農林水産総務課から、各団体所管課を通じて依頼文書をメールにより送信

●要請先資料

引用番号	土木-1
------	------

種別	県内発生早期	ページ	P40	(4)予防・まん延防止 ア(イ)
----	--------	-----	-----	------------------

要請項目	
------	--

区分	内 容
要請先	一般社団法人広島県建設工業協会, 広島県建設業協会連合会, 一般社団法人広島県測量設計業協会などの建設業, 測量・建設コンサルタント等業者団体52者
要請内容	感染拡大防止対策の実施及び会員事業者への周知(外国人従業員等に対するやさしい日本語による相談窓口周知チラシを含む。)を要請, 要請先のうち県発注工事の受注者には工事・業務の継続が難しい状況が生じるときは相談するように依頼する。
要請方法	建設産業課から, 各団体事務局に対して, 文書送付, 電子メールにより要請する。

●要請先資料

引用番号	地域-5
------	------

種別	県内感染期	ページ	P40	(4) 予防・まん延防止 — ア — (7)
----	-------	-----	-----	------------------------

要請項目	公共交通事業者への要請
------	-------------

区分	内容
要請先	<p>◆関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県内鉄軌道事業者</li> <li>② (公社)広島県バス協会</li> <li>③ 広島県旅客船協会</li> <li>④ (一社)広島県タクシー協会</li> <li>⑤ 広島県個人タクシー協会</li> </ul>
要請内容	<p>○概要 交通機関利用者への感染対策の徹底の周知(掲示, アナウンス, チラシ配布等)を要請するほか, 公共交通事業者に対しては, 社員(乗務員含む)への感染対策の実施など, 業務継続に向けたBCPIに基づく取組の実施を要請する。</p> <p>○具体的な感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者: マスク着用, うがい・手洗いの励行, 咳エチケットの順守</li> <li>・社員(乗務員含む): マスク着用, うがい・手洗いの励行, 咳エチケットの順守 職場における消毒液の使用, 定期的な換気, 時差出勤(業務に支障のない場合), テレワークの活用 など</li> </ul> <p>○業務継続 BCPIに基づく取組の実施(営業エリア内での感染者発生時対応等)を要請する。</p>
要請方法	<p>○ 地域力創造課から, 鉄軌道事業者担当管理者及び各協会専務理事又は事務局に対して, 訪問, 文書送付, 電話, メール等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	地域-6
------	------

種別	県内感染期	ページ	P40	(4) 予防・まん延防止 — ア — (ア)
----	-------	-----	-----	------------------------

要請項目	県立スポーツ施設の指定管理者等への要請
------	---------------------

区分	内容
要請先	<p>◆所管施設</p> <p>① 広島県立総合体育館 ② 広島県総合グラウンド ③ つつがライフル射撃場</p> <p>◆スポーツ関係団体</p> <p>① 広島県体育施設協会 (会員: 県内33体育施設) ② (公財)広島県体育協会 (加盟団体: 49競技団体等)</p>
要請内容	<p>○所管施設 指定管理者に対して, 原則として利用を中止するよう要請するほか, 従業員への感染対策の徹底など, 業務継続に向けたBCPIに基づく取組の実施を要請する。</p> <p>○スポーツ関係団体 会員や加盟団体に対して, 感染対策の徹底を要請する。</p>
要請方法	<p>○所管施設 スポーツ推進課から, 各指定管理者に対して, 訪問, 文書送付, 電話, メール等により要請する。</p> <p>○スポーツ関係団体 スポーツ推進課から, 各協会に対して, 会員や加盟団体への感染対策の徹底を文書により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	地域-⑧
------	------

種別	県内感染期	ページ	P40	(4) 予防・まん延防止 — ア — (7)
----	-------	-----	-----	------------------------

要請項目	県立国際人材養成研修等施設の指定管理者への要請
------	-------------------------

区分	内 容
要請先	◆所管施設 広島県立広島国際協力センター
要請内容	○ 指定管理者に対して、原則として利用を中止するよう要請するほか、従業員への感染対策の徹底など、業務継続に向けた取組の実施を要請する。
要請方法	○ 国際課から指定管理者に対して、電話、メール等により要請する。

●要請先資料

引用番号	環境-6
------	------

種別	県内感染期	ページ	P37	(2)サーベイランス・情報収集
----	-------	-----	-----	-----------------

要請項目	学校における感染者発生状況、休業状況等の報告
------	------------------------

区分	内容
要請先	<p>【学事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園(148園)</li> <li>・小学校(7校)</li> <li>・中学校(25校)</li> <li>・高等学校(39校)</li> <li>・専修学校(68校)</li> <li>・各種学校(20校)</li> </ul>
要請内容	<p>【学事課】</p> <p>各私立学校に対して、学校等における感染者発生状況、休業状況等について、学事課への報告を要請する。</p>
要請方法	<p>【学事課】</p> <p>学事課から、各私立学校に対して、メール、文書送付、電話等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	環境-7
------	------

種別	県内感染期	ページ	P38	(3) 情報提供・共有	ア
----	-------	-----	-----	-------------	---

要請項目	新型コロナウイルス感染症に関する最新情報, 県主催イベントの取扱など, 県の対応状況等を提供
------	--

区分	内容
要請先	<p>【文化芸術課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立美術館</li> <li>・縮景園</li> <li>・県立文化芸術ホール</li> <li>・広島県民文化センター</li> <li>・広島県民文化センターふくやま</li> <li>(公財)ひろしま文化振興財団</li> </ul> <p>【学事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園(148園)</li> <li>・小学校(7校)</li> <li>・中学校(25校)</li> <li>・高等学校(39校)</li> <li>・専修学校(68校)</li> <li>・各種学校(20校)</li> </ul> <p>【大学教育振興担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(21校)</li> <li>・短期大学(5校)</li> <li>・高等専門学校(2校)</li> </ul>
要請内容	<p>【文化芸術課】</p> <p>施設利用者へのまん延防止対策の周知(掲示, アナウンス, チラシ配布等)を要請するほか, 指定管理者及び財団事務局に対しては, 職員へのまん延防止対策の実施を要請する。</p> <p>【学事課】</p> <p>各私立学校に対して, 新型コロナウイルス感染症の基本的知識, 国内での発生状況及び感染防止対策などの最新情報を提供する。 県主催イベントの取扱など, 県の対応状況等を学校等へ提供する。</p> <p>【大学教育振興担当】</p> <p>県内大学等に対して, 特別警戒本部員会議決定事項(「イベントの取扱」等)などの情報を提供する。</p>
要請方法	<p>【文化芸術課】</p> <p>文化芸術課から, 指定管理者施設管理担当者及び財団事務局担当職員に対して, 訪問, 文書送付, 電話, メール等により要請する。</p> <p>【学事課】</p> <p>学事課から, 各私立学校に対して, メール, 文書送付, 電話等により周知・要請する。</p> <p>【大学教育振興担当】</p> <p>大学教育振興担当から県内大学等に対して, メール等により情報提供する。</p>

●要請先資料

引用番号	環境-8
------	------

種別	県内感染期	ページ	P40	(4)予防・まん延防止	ア(ア)
----	-------	-----	-----	-------------	------

要請項目	事業者、学校、公の施設等に対し、感染対策の徹底、臨時休業、運営縮小や休止等の要請
------	--

区分	内容
	<p>【文化芸術課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立美術館、縮景園、県立文化芸術ホール、広島県民文化センター、広島県民文化センターふくやま、(公財)ひろしま文化振興財団</li> </ul> <p>【学事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園(148園)、小学校(7校)、中学校(25校)、高等学校(39校)、専修学校(68校)、各種学校(20校)</li> </ul> <p>【大学教育振興担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立大学法人県立広島大学</li> </ul> <p>【自然環境課】</p> <p>自然公園等指定管理者(8施設)</p> <p>～①(株)比婆の森、②(一財)もみのき森林公園協会、③(一財)中央森林公園協会、④広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体、⑤(一財)野呂山観光開発公社、⑥(一財)休暇村協会、⑦(株)恐羅漢、⑧(株)県民の浜蒲刈</p> <p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理業界団体、浄化槽関係団体、出資法人</li> </ul>
要請内容	<p>【文化芸術課】</p> <p>指定管理者に対して、県の主催イベントの開催方針及び施設の利用制限等に関する方針に基づいた対応を要請する。</p> <p>【学事課】</p> <p>各私立学校に対して、学校等における感染対策の徹底及び必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業等を適切に行うよう要請する。</p> <p>【大学教育振興担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法第20条の規定に基づく臨時休業</li> <li>・県立広島大学(3キャンパス)図書館の休館</li> <li>・サテライトキャンパスひろしまの休館</li> <li>・主催行事やイベント、セミナー等の中止・延期</li> </ul> <p>【自然環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者へのまん延防止対策の周知(掲示、手洗い等の徹底、相談窓口等)</li> <li>・スタッフへのまん延防止対策の実施等を要請</li> </ul> <p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。</li> <li>・当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</li> <li>・職場における感染対策の徹底を要請する。</li> </ul>
要請方法	<p>【文化芸術課】</p> <p>文化芸術課から、指定管理者施設管理責任者及び財団事務局長に対して、訪問、文書送付、電話、メール等により要請する。</p> <p>【学事課】</p> <p>学事課から、各私立学校に対して、メール、文書送付、電話等により要請する。</p> <p>【大学教育振興担当】</p> <p>大学教育振興担当から、公立大学法人県立広島大学事務局へ文書及び電話連絡等により要請</p> <p>【自然環境課】</p> <p>各指定管理者に対して、電話、メール、文書送付等により要請する。</p> <p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <p>循環型社会課及び廃棄物対策課から、各団体等に対し、メール、FAX等により要請する。</p>



●要請先資料

引用番号	環境-9
------	------

種別	県内感染期	ページ	P43	(4) 予防・まん延防止 ア(イ)
----	-------	-----	-----	-------------------

要請項目	感染症対策を強化するよう要請(感染性廃棄物関係)
------	--------------------------

区分	内容
要請先	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町(20市町, 広島・呉・福山は国から直接)</li> <li>・廃棄物処理業界団体(4団体, 約500社)</li> </ul>
要請内容	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の要請に基づき, 感染性廃棄物の取扱を通知し, 感染対策を強化するよう要請する。</li> <li>・既に注意喚起を行っている場合も, 必要に応じて通知の状況を確認する。</li> </ul>
要請方法	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <p>循環型社会課及び産業廃棄物対策課から, 各団体等に対し, メール, FAX等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	環境-10
------	-------

種別	県内感染期	ページ	P49	(6)県民生活及び県民経済の安定の確保 ア
----	-------	-----	-----	-----------------------

要請項目	事業者に対し職場における感染対策の徹底を要請
------	------------------------

区分	内容
要請先	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理業界団体</li> <li>・浄化槽関係団体</li> <li>・出資法人</li> </ul>
要請内容	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <p>・引き続き、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染拡大防止対策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組を講じるよう要請する。また、事業活動への影響を調査し、実態調査を行うとともに、必要な対応を検討する。</p>
要請方法	<p>【循環型社会課・産業廃棄物対策課】</p> <p>「(4)予防・まん延防止」における業界団体等への要請に併せて、周知を図る。 循環型社会課及び産業廃棄物対策課から、各団体等に対し、メール、FAX等により要請する。</p>

●要請先資料

引用番号	健康-6
------	------

種別	感染期	ページ	P38	(3)情報提供・共有
----	-----	-----	-----	------------

要請項目	相談窓口の設置
------	---------

区分	内 容
要請先	・各市町(保健所設置市を除く。)
要請内容	住民からの一般的な相談に対応する相談窓口の設置・充実について要請する。
要請方法	健康福祉総務課から、各市町長に文書により要請する。



広島県新型コロナウイルス等対策専門家委員会 構成

区分	所属名
感染症 専門員	日本赤十字社 中四国ブロック血液センター
	広島大学病院 感染症科
	国立病院機構東広島医療センター 呼吸器内科
	広島大学大学院医系科学研究科 細菌学
	広島大学大学院医系科学研究科 疫学・疾病制御学
	県立広島病院 呼吸器センター
	総合病院 庄原赤十字病院
	広島大学病院 検査部
学識経験者	広島大学大学院医系科学研究科 ウイルス学
感染症 指定医療 機関	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院
	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター
	福山市民病院
	総合病院 庄原赤十字病院
医師会	一般社団法人 広島県医師会
	一般社団法人 広島市医師会
	一般社団法人 呉市医師会
	一般社団法人 福山市医師会
厚生労働省	広島検疫所
地方衛生研究所	広島市衛生研究所
	県立総合技術研究所 保健環境センター
保健所設置市	広島市保健所
	呉市保健所
	福山市保健所
広島県	感染症・疾病管理センター
	健康福祉局健康対策課

### 広島県指定地方公共機関一覧

番号	業種	指定地方公共機関の名称	指定年月日
1	医療機関	広島県厚生農業協同組合連合会 (広島総合病院、吉田総合病院)	平成 26 年 3 月 18 日
2	医療機関	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 広島県済生会済生会広島病院	平成 26 年 3 月 18 日
3	医療機関	国家公務員共済組合連合会 (吉島病院、呉共済病院)	平成 26 年 3 月 18 日
4	医療機関	広島大学病院	平成 26 年 3 月 18 日
5	医療関係団体	一般社団法人 広島県医師会	平成 26 年 3 月 18 日
6	医療関係団体	公益社団法人 広島県看護協会	平成 26 年 3 月 18 日
7	医療関係団体	一般社団法人 広島県歯科医師会	平成 26 年 3 月 18 日
8	医療関係団体	社団法人 広島県病院協会	平成 26 年 3 月 18 日
9	医療関係団体	社団法人 広島県薬剤師会	平成 26 年 3 月 18 日
10	医薬品卸業	広島県医薬品卸協同組合	平成 26 年 3 月 18 日
11	医薬品卸業	広島県薬業株式会社	平成 26 年 3 月 18 日
12	ガス事業者	広島ガス株式会社	平成 27 年 2 月 13 日
13	ガス事業者	福山瓦斯株式会社	平成 27 年 2 月 13 日
14	ガス事業者	一般社団法人広島県LPガス協会	平成 27 年 2 月 13 日
15	鉄道事業者	広島電鉄株式会社	平成 27 年 2 月 13 日
16	鉄道事業者	広島高速交通株式会社	平成 27 年 2 月 13 日
17	旅客自動車運送事業者	公益社団法人広島県バス協会	平成 27 年 3 月 30 日
18	旅客自動車運送事業者	広島バス株式会社	平成 27 年 3 月 30 日
19	旅客自動車運送事業者	広島交通株式会社	平成 27 年 3 月 30 日
20	旅客自動車運送事業者	芸陽バス株式会社	平成 27 年 3 月 30 日
21	旅客自動車運送事業者	株式会社中国バス	平成 27 年 3 月 30 日
22	旅客自動車運送事業者	鞆鉄道株式会社	平成 27 年 3 月 30 日
23	旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社	平成 27 年 3 月 30 日
24	旅客自動車運送事業者	中国ジェイアールバス株式会社	平成 27 年 3 月 30 日
25	旅客自動車運送事業者	おのみちバス株式会社	平成 27 年 3 月 30 日
26	貨物運送事業者	双葉運輸株式会社	平成 27 年 3 月 30 日

## 広島県危機対策推進事業者連絡会名簿

所 属
<b>公共交通機関・ライフライン事業者</b>
西日本電信電話株式会社広島支店
一般社団法人広島県LPガス協会
公益社団法人広島県バス協会
中国電力株式会社
西日本旅客鉄道株式会社広島支社
日本水道協会広島県支部（呉市上下水道局）
広島ガス株式会社
広島県旅客船協会
公益社団法人広島県トラック協会
広島県倉庫協会
広島県冷蔵倉庫協会
広島県石油商業組合
西日本高速道路株式会社中国支社
<b>食料品等流通事業者</b>
一般社団法人広島県食品衛生協会
一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会（公益財団法人広島県生活衛生営業指導センター）
日本チェーンストア協会中国支部（株式会社イズミ）
広島県スーパーマーケット協会
広島県生活協同組合連合会
株式会社中国シジシー
山崎製パン株式会社広島工場
イオンリテール株式会社
株式会社フジ
広島駅弁当株式会社
<b>集客施設事業者</b>
社会福祉法人広島県社会福祉協議会
一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会（公益財団法人広島県生活衛生営業指導センター）
中国四国百貨店協会
株式会社そごう・西武（そごう広島店）
株式会社天満屋
株式会社広島三越
株式会社福屋
広島県立総合体育館（公益財団法人広島県教育事業団）
広島県ホテル旅館生活衛生同業組合
広島県民文化センター （RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体）
広島県遊技業協同組合
広島県立文化芸術ホール（RCCホールマネジメントグループ）
エディオンスタジアム広島（公益財団法人広島市スポーツ協会）
マツダスタジアム（株式会社広島東洋カーブ）